

多面的機能支払交付金に関する説明会次第

【日時】 令和7年6月18日（水）16時～

【場所】 福光中央会館5階大ホール

1. 挨拶

2. 内 容

（1）多面的機能支払交付金制度の概要について

- ・【資料1】制度のあらましと変更点について
- ・【資料2】活動内容と地目について（参考：富山県基本指針）
- ・【資料3】みどりチェックについて
- ・【資料4】その他

南砺市ホームページID検索「6036」のページに最新様式アップ

もしくは下記を読みこんでください。



（2）今後のスケジュール

- ・第1回概算金支払日予定日 7月25日（請求書〆切7月8日）
- ・現地確認 6/16～7/28
- ・意向調査（郵送します）
- ・研修会について（予定）

①令和7年10月21日 富山県多面的機能推進協議会研修会 テクノホール

②令和7年11月4日 ワクワクとやまむらづくり推進大会 県民会館

②については市で大型バスを手配予定

（3）質疑応答



高めよう 地域協働の力！

多面的機能支払交付金のあらまし



令和7年4月

農林水産省

はじめに

農業は、国土の保全、水源の涵養^{かん}、自然環境の保全、良好な景観の形成等の多面的機能を有しており、その利益は広く国民が享受しています。

しかしながら、近年の農村地域の過疎化、高齢化、混住化等の進行に伴う集落機能の低下により、地域の共同活動によって支えられている多面的機能の発揮に支障が生じつつあります。また、共同活動の困難化に伴い、農用地、水路、農道等の地域資源の保全管理に対する担い手農家の負担の増加も懸念されています。

このため、農業の有する多面的機能の維持・発揮を図るための地域の共同活動に係る支援を行い、地域資源の適切な保全管理を推進します。また、これにより、農業の有する多面的機能が今後とも適切に維持・発揮されるとともに、担い手農家への農地集積という構造改革を後押しします。

このパンフレットは、地域の皆様が「多面的機能支払交付金」を活用して、共同活動に取り組んでいただけるよう、その仕組みを解説するものです。

農業の有する多面的機能



1 多面的機能支払交付金の構成

農地維持支払交付金

多面的機能を支える共同活動を支援します。

担い手に集中する水路・農道等の管理を地域で支え、農地集積を後押しします。

支援対象

- ・農地法面の草刈り、水路の泥上げ、農道の路面維持等の基礎的保全活動
- ・農村の構造変化に対応した体制の拡充・強化、保全管理構想の作成 等

(1) 地域資源の基礎的な保全活動 (P 5) ※以下は活動例



水路の泥上げ



農道の路面維持



施設の点検



年度活動計画の策定

(2) 地域資源の適切な保全管理のための推進活動 (P 5)

資源向上支払交付金

地域資源（農地、水路、農道等）の質的向上を図る共同活動を支援します。

支援対象

- ・水路、農道、ため池の軽微な補修
- ・外来種の駆除、ビオトープづくり
- ・施設の長寿命化のための活動 等

(1) 地域資源の質的向上を図る共同活動 (P 6) ※以下は活動例

① 施設の軽微な補修



ひび割れの補修



農道の部分補修



外来種駆除



生きもの調査

③多面的機能の増進を図る活動

(2) 施設の長寿命化のための活動 (P 7) ※以下は活動例



未舗装農道の舗装



素堀り水路からの更新



2 支援の対象となる組織

農地維持支払交付金

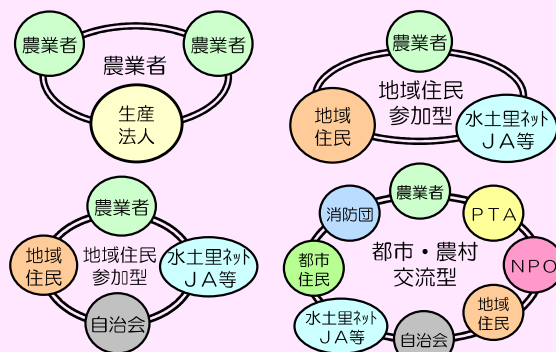
(1) 活動組織

- ・ **農業者のみ**で構成される活動組織
- ・ 農業者及びその他の者(地域住民、団体など)で構成される活動組織

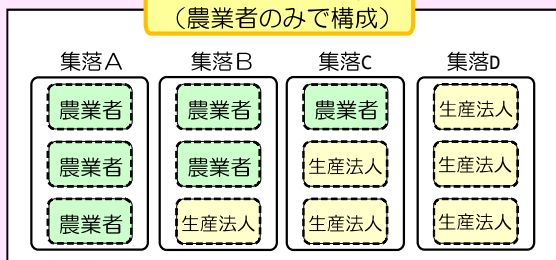
(2) 広域活動組織 ※

- ・ **農業者のみ**で構成される広域活動組織
- ・ 農業者及びその他の者(地域住民、団体など)で構成される広域活動組織

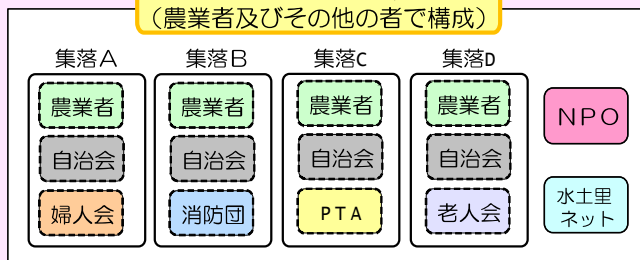
活動組織の例



広域活動組織の例
(農業者のみで構成)



広域活動組織の例
(農業者及びその他の者で構成)



資源向上支払交付金

(1) 地域資源の質的向上を図る共同活動

- ・ 農業者及びその他の者(地域住民、団体など)で構成される活動組織又は広域活動組織 ※農業者のみで構成される組織は支援の対象外
- ・ 特定事業実施者※ **【R7拡充】**
※R6年度に環境保全型農業直接支払交付金の実施主体であった者は、特定事業実施者として、R7年度からR11年度までに限り、環境負荷低減の取組への支援(P12)のみを実施することが可能

(2) 施設の長寿命化のための活動

- ・ 農地維持支払交付金と同様

※広域活動組織

旧市区町村単位等の広域エリアにおいて、集落(活動組織)、土地改良区、地域の関係団体など、地域の実情に応じた者で構成される、構成員間の協定に基づく組織です。

協定の対象とする区域が、昭和25年2月1日時点の市区町村区域程度、又は協定の対象とする区域内の農用地面積が200ha以上(北海道にあっては3,000ha以上)を有していることが基本ですが、都道府県が別途、対象区域の条件を定めている場合があります。

環境負荷低減のクロスコンプライアンス(みどりチェック)【R7追加】

令和7年度から、全ての活動組織等が「環境負荷低減のチェックシート」に取り組む内容を記入して市町村に提出する必要があります。

みどりチェックの詳細はパンフレットを御覧ください。👉



活動組織・広域活動組織の合意形成について

組織の設立時には設立総会を開催し、活動組織又は広域活動組織内で合意形成を図りましょう。

設立総会では、規約（案）や役員（案）、事業計画（案）等の活動組織の設立、活動に関する事項を議題として審議し、合意を得ましょう。

話 合 い

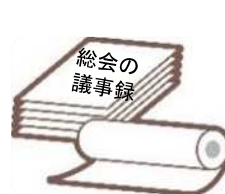


合 意 形 成



毎年、総会等により、以下の事項を議題として審議し、合意形成を行いましょう。

- ・活動計画
- ・実施状況報告
- ・収支決算
- ・日当の単価と取扱い
- ・その他、運営に関する重要な事項



総会等での決定事項は議事録にまとめ、説明資料とともに、書面で構成員全員及び構成団体内に配布又は回覧し、確実にお知らせしましょう。

※欠席者にも必ずお知らせしましょう。

全員が納得して活動に取り組んでいくため、合意形成した内容を構成員全員に知ってもらうことが大切です！

合意形成 3つのポイント

- 1 活動内容について毎年度話し合う
- 2 話合いの記録を作る
- 3 決まった内容は書面で全員にお知らせ

3 対象活動

農地維持支払交付金

（１） 地域資源の基礎的な保全活動

活動計画書に位置づけた農用地、水路、農道等について、点検・計画策定、実践活動を毎年度実施します。

（実践活動の一部は、点検の結果に基づき、実施の必要性を判断します。）

点検・計画策定



施設の点検



年度活動計画の策定

研修（例）※



組織運営に関する研修



作業安全に関する研修

実践活動(例)



農地法面の草刈り



水路の泥上げ



ため池の草刈り

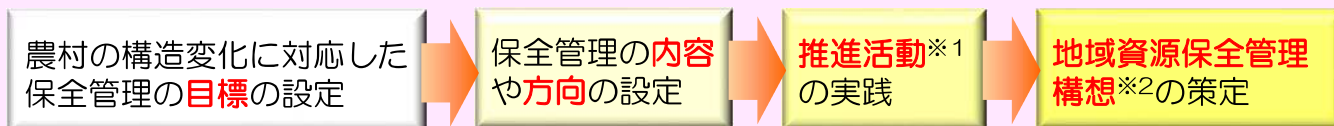


農道の路面維持

※研修は、活動期間中に組織運営に関するものと機械の安全な使用に関するものを各1回以上実施

（２） 地域資源の適切な保安全管理のための推進活動

地域での話し合いにより地域資源の保安全管理の目標を定め、目標に即した取組を実施しながら、将来にわたる地域資源の保安全管理に関する構想を策定します。



※1 推進活動の例（毎年度実施）

- ・ 農業者（入り作農家、土地持ち非農家を含む）による検討会
- ・ 不在村地主との連絡体制の整備、調整、それに必要な調査
- ・ 地域住民等との意見交換・ワークショップ・交流会 等

※2 推進活動を通じて、目指すべき地域資源の保安全管理の姿、取り組むべき活動・方策を取りまとめたものになります。なお、活動期間中に本構想を策定する必要があります。

また、地域計画（農業経営基盤強化促進法第19条第1項に定める地域計画）に地域資源保安全管理構想に準ずる記載がある場合は作成不要です。

資源向上支払交付金（共同）

（１）施設の軽微な補修

活動計画書に位置づけた農用地、水路、農道等の機能診断や補修等を毎年度実施します。「計画策定・機能診断」「実践活動」「研修」から構成されます。

計画策定	機能診断	実践活動(例)		研修(例)※
				
年度計画の策定	施設の機能診断	水路のひび割れ補修	農道の部分補修	補修等に関する研修

※研修は活動期間中に1回以上実施

（２）農村環境保全活動

生態系保全、景観形成などの農村環境の保全を図るための活動を、テーマを選択して毎年度実施します。「計画策定」「啓発・普及」「実践活動」から構成されます。

計画策定	啓発・普及(例)	実践活動(例)		
				
年度計画の策定	地域住民との交流活動	水質調査	グリーンベルトの設置	外来種の駆除

（３）多面的機能の増進を図る活動

地域の創意工夫に基づき、以下のa～jから選択した活動と、kの広報活動を毎年度実施※1、2します。

a：遊休農地の有効活用 地域内外からの営農者の確保、地域住民による活用、企業と連携した特産物の作付等、遊休農地の有効活用のための活動	b：鳥獣被害防止対策及び環境改善活動の強化 鳥獣被害防止のための対策施設の設置や鳥獣緩衝帯の整備・保管理、農地周りの藪等の伐採、農地への侵入竹等の防止等、農地利用や地域環境の改善のための活動
c：地域住民による直営施工 農業者・地域住民が直接参加した施設の補修や環境保全施設の設置、そのための技術習得等、地域住民が参加した直営施工による活動	d：防災・減災力の強化 水田やため池の雨水貯留機能の活用、危険ため池の管理体制の整備・強化、災害時における応急体制の整備等、地域が一体となった防災・減災力の強化活動
e：農村環境保全活動の幅広い展開 農地等の環境資源としての役割を活かした、景観の形成、生態系の保全・再生等、農村環境の良好な保全に向けた幅広い活動	f：やすらぎ・福祉及び教育機能の活用 地域の医療・福祉施設等との連携を強化する活動や、地域内外の法人、専門家等と連携した、地域資源の有するやすらぎや教育の場としての機能増進を図る活動
g：農村文化の伝承を通じた農村コミュニティの強化 農村特有の景観や文化を形成してきた伝統的な農業技術、農業に由来する行事の継承等、文化の伝承を通じた農村コミュニティの強化に資する活動	h：広域活動組織における活動支援班※による活動の実施 【R7拡充】 ※活動支援班... 広域活動組織に複数の集落をまたいで共同活動を支援することを目的として設置された班。
i：水管理を通じた環境負荷低減活動の強化【R7拡充】 長期中干し、冬期湛水、夏期湛水、中干し期間の延期、江の設置等の活動 ※取組要件は、P13を参照	
j：a～iのほか、都道府県が実施要綱に基づく基本方針において対象活動とすることとした活動	
k：広報活動・農村関係人口の拡大	

※1 直ちにa～jのいずれかの活動に取り組みない地区については、資源向上支払（共同）の交付単価は基本単価に5/6を乗じた額になります。

※2 対象農用地に中山間地域等が含まれる場合は、kの広報活動の実施を任意としています。

資源向上支払交付金（施設の長寿命化）

老朽化が進む農地周りの農業用排水路、農道などの施設の長寿命化のための補修・更新等の活動を支援します。

補修(例)



摩耗した水路壁への表面被覆材の塗布



未舗装農道の舗装



漏水箇所の補修

更新等(例)



コンクリート水路の更新



ゲート、バルブの更新

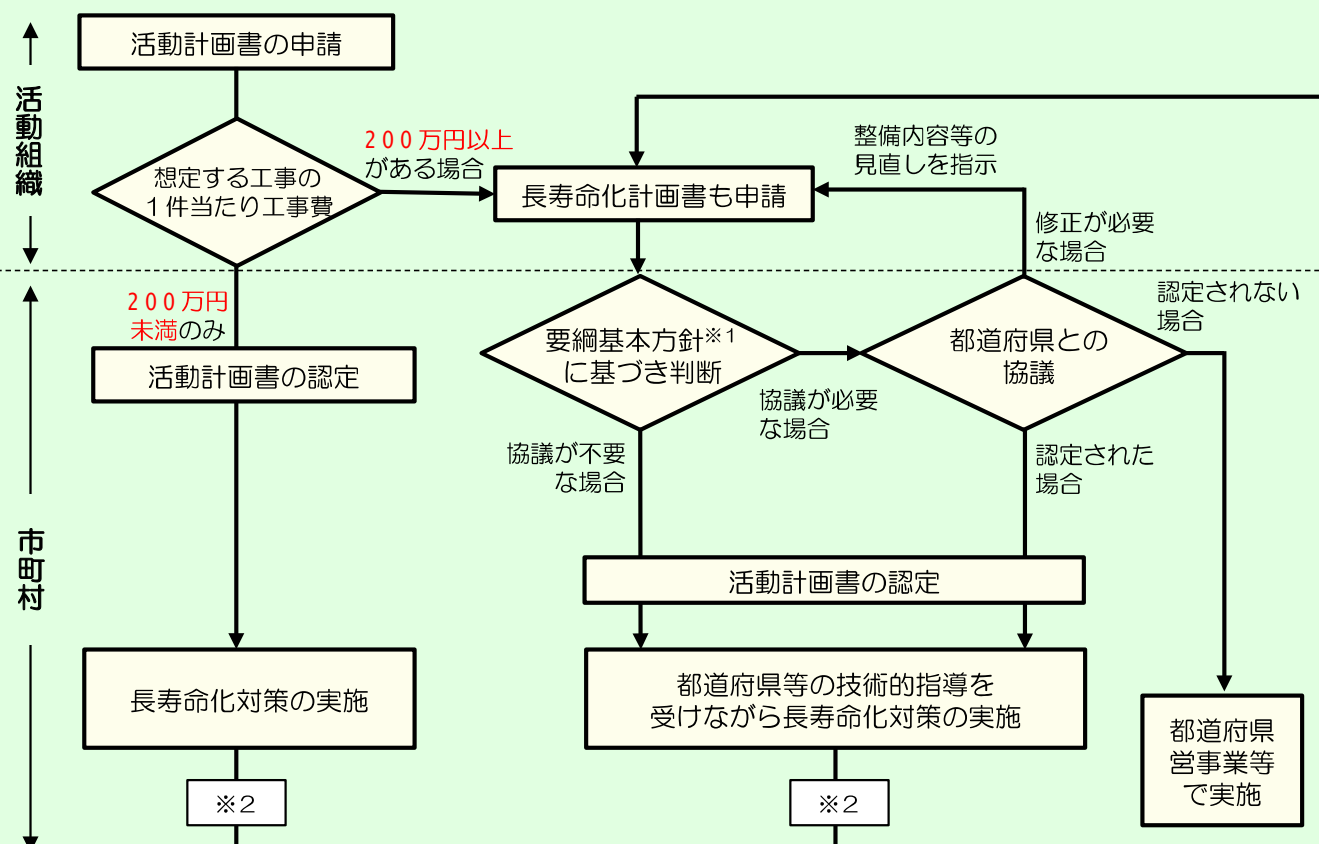
令和元年度から、交付金の効率的かつ効果的な執行の観点から、原則として「**工事1件当たりの費用は200万円未満**」とします。

200万円以上の工事を実施する場合には、「長寿命化整備計画書※」を策定し、活動計画書に添付し、市町村へ提出して審査を受ける必要があります。

なお、200万円以上の工事については、ほかの長寿命化対策に係る事業の活用を検討し、適切に事業の選択を行ってください。

※長寿命化対策を行おうとする施設の名称、機能診断結果、活動内容、概算事業費、位置等を記載したもの。

○長寿命化対策の実施フロー図



※1 長寿命化対策を行う際に都道府県と協議を行う場合の要件や、都道府県等の技術的指導の内容などを都道府県が定めるもの。

※2 活動計画書の認定後、新たに工事1件当たり200万円を超えることが判明した場合、改めて活動計画書と長寿命化計画書を申請すること。

4 対象となる農用地

農地維持支払及び資源向上支払交付金の算定対象

- (1) 農振農用地区域内の農用地
- (2) 都道府県知事が多面的機能の発揮の観点から必要と認める農用地※

※ (2) については、以下の(a)、(b)、(c)を参考とし、農業生産の継続性、多面的機能の発揮の促進を図ることの効果や必要性等を踏まえて、都道府県知事が定める要綱基本方針にその考え方を記載することができます。

ア 生産緑地法に定められた生産緑地地区内に存する農用地

イ 地方自治体との契約、条例等により、多面的機能の発揮の観点から適正な保全管理が図られている農用地

ウ 多面的機能の発揮を図るための取組を、農振農用地区域内農用地と一体的に取り組む必要があると認められる農用地

(2) の詳細については、最寄りの市町村にお問い合わせください。

5 多面的機能支払交付金の交付単価

(円/10a)

都府県	①農地維持支払※7	②資源向上支払 (共同※1、2、3)	①と② に取り組む場合	③資源向上支払 (長寿命化※4、5)	①、②及び③ に取り組む場合※6
田	3,000	2,400	5,400	4,400	9,200
畑※8	2,000	1,440	3,440	2,000	5,080
草地	250	240	490	400	830

北海道	①	②※1、2、3	①+②	③※4、5	①+②+③※6
田	2,300	1,920	4,220	3,400	7,140
畑※8	1,000	480	1,480	600	1,960
草地	130	120	250	400	620

※1：農地・水保全管理支払の取組を含め5年間以上実施した地区は、②の単価に0.75を乗じた額が交付単価になります。

※2：②の資源向上支払(共同)は、①の農地維持支払と併せて取り組むことが基本になります。

※3：多面的機能の増進を図る活動に取り組めない地区は、単価に5/6を乗じた額が交付単価になります。

※4：本単価は交付上限額になります。

なお、活動組織の規模に関わらず、直営施工を実施しない地区は、単価は5/6を乗じた額になります。【R7改正】

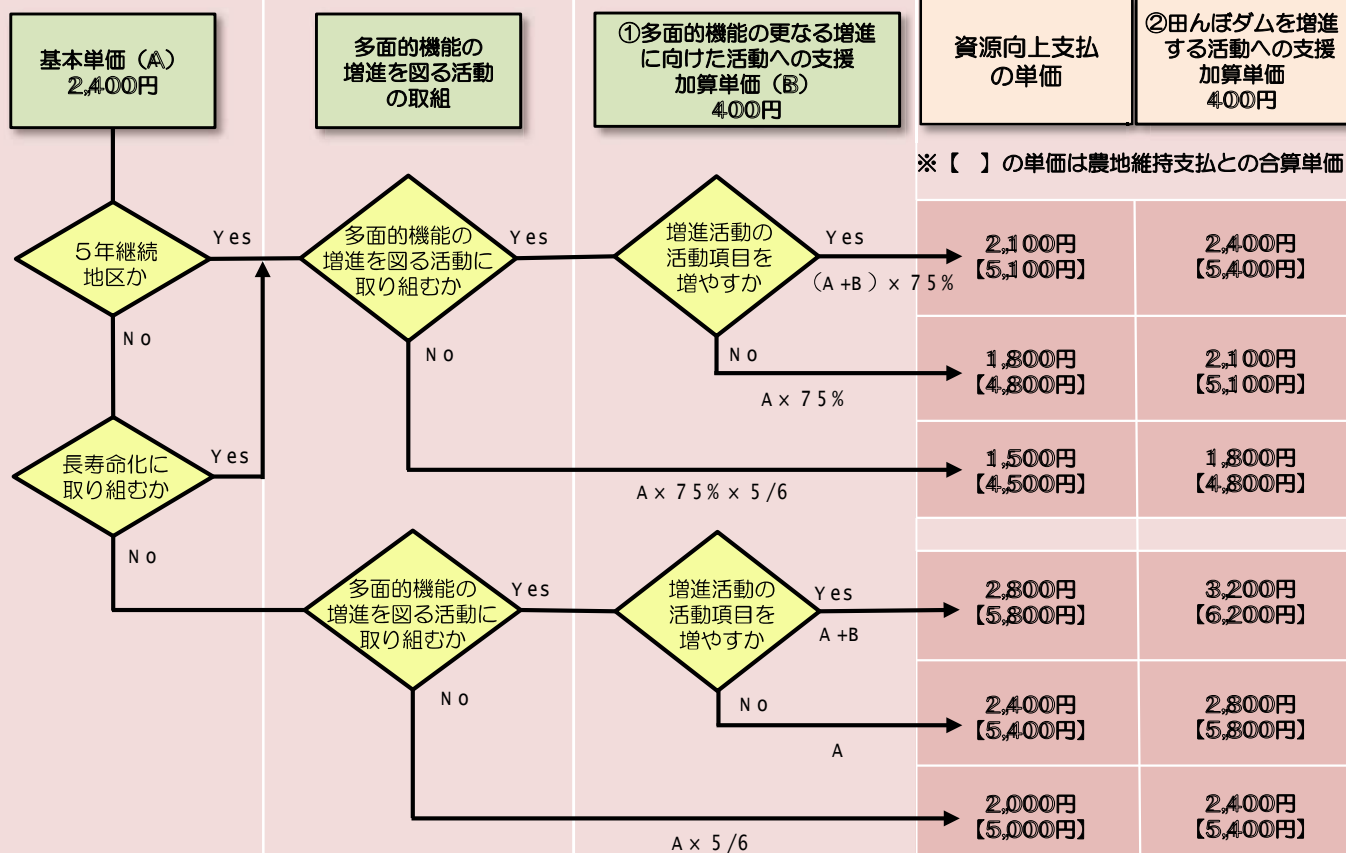
※5：広域活動組織の規模を満たさない場合、③の交付上限額は、保全管理する区域内に存在する集落数に200万円を乗じた額と上記単価に対象農用地面積を乗じた額の小さい額となります。

※6：②及び③と一緒に取り組む地区は、②の単価に0.75を乗じた額が交付単価になります。

※7：事業計画期間中に畑地化する場合、当該期間中においては、農地維持支払の交付単価は地目変更前の単価を適用します。

※8：畑には樹園地を含みます。

多面的機能支払 資源向上支払（共同）の交付単価フロー 都府県・田の場合（10a当たりの単価）



加算措置 ①多面的機能の更なる増進に向けた活動への支援（増進加算）

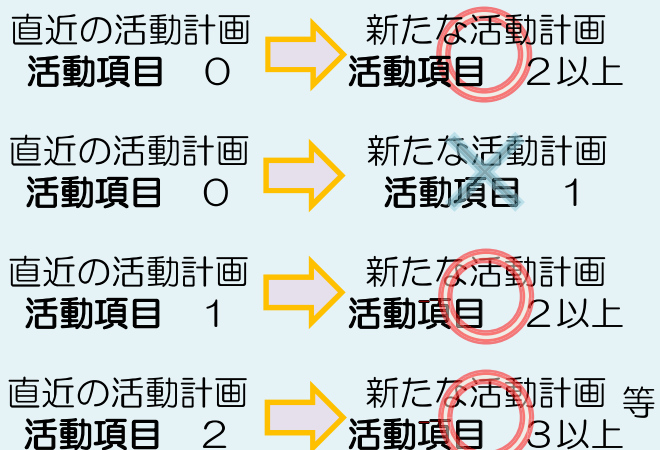
多面的機能の増進を図る活動（P 6）に取り組んでいる活動組織が、新たに活動項目を選択し、1活動項目以上追加する場合又は初めて多面的機能の増進を図る活動に取り組む組織が2活動項目以上選択して取り組む場合、資源向上支払（共同）に単価の加算を行います。

資源向上支払（共同）の加算単価（円/10a）

地目	都府県	北海道
田	400	320
畑	240	80
草地	40	20

※農地・水保全管理支払の取組を含め5年間以上実施、または長寿命化のための活動に取り組む地区は加算単価に0.75を乗じた額になります。

※加算措置の適用期間は、本加算措置を受けた年度から、当該活動期間の最終年度までに限ります。

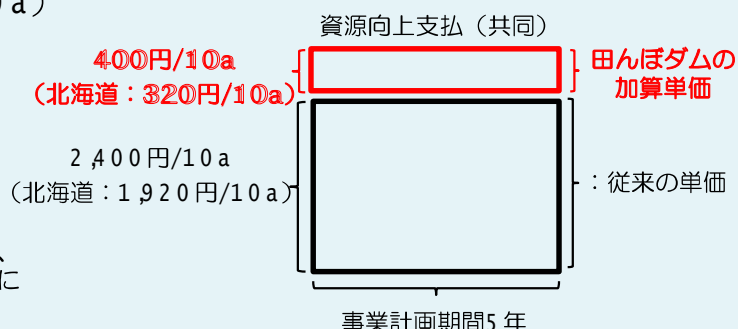


加算措置 ②水田の雨水貯留機能の強化（田んぼダム）を推進する活動への支援（田んぼダム加算）

大雨時に河川や水路の水位の急上昇を抑えることで下流域の湛水被害リスクを低減させることを目的に、水田の落水口に流出量を抑制するための排水調整板を設置する等して雨水貯留能力を人為的に高める取組である「田んぼダム」に一定の要件を満たして取り組む場合、資源向上支払（共同）に単価の加算を行います。

資源向上支払（共同）の加算単価（円/10a）

地目	都府県	北海道
田	400	320



※農地・水保全管理支払の取組を含め5年間以上実施、または長寿命化のための活動に取り組む地区は単価に0.75を乗じた額になります。

※要件を満たす限り、加算措置は次期の事業計画期間においても適用されます。



流出を抑制する落水量調整装置の例



田んぼダム実施

田んぼダム未実施

写真：新潟市

<加算措置の要件>

事業計画期間中に次のいずれかの条件を満たす必要があります。

- ① 資源向上支払（共同）の交付を受ける田面積全体のうち5割以上において、田の雨水貯留機能の強化を目的として、活動に取り組むこと
- ② 広域活動組織にあっては、当該活動を実施する集落ごとに、資源向上支払（共同）の交付を受ける集落内の田面積全体のうち5割以上において、田の雨水貯留機能の強化を目的として、活動に取り組むこと

<加算対象面積の考え方>

加算措置の要件①又は②を満たす場合、この加算措置に取り組む初年度から、当該活動を実施する活動組織の対象農用地面積のうち田面積全体を加算対象面積とします。

加算措置 ③組織の体制強化への支援（活動支援班加算）【R7拡充】

広域活動組織を設立し、活動支援班を設置する場合、40万円／組織を支援します。

加算単価

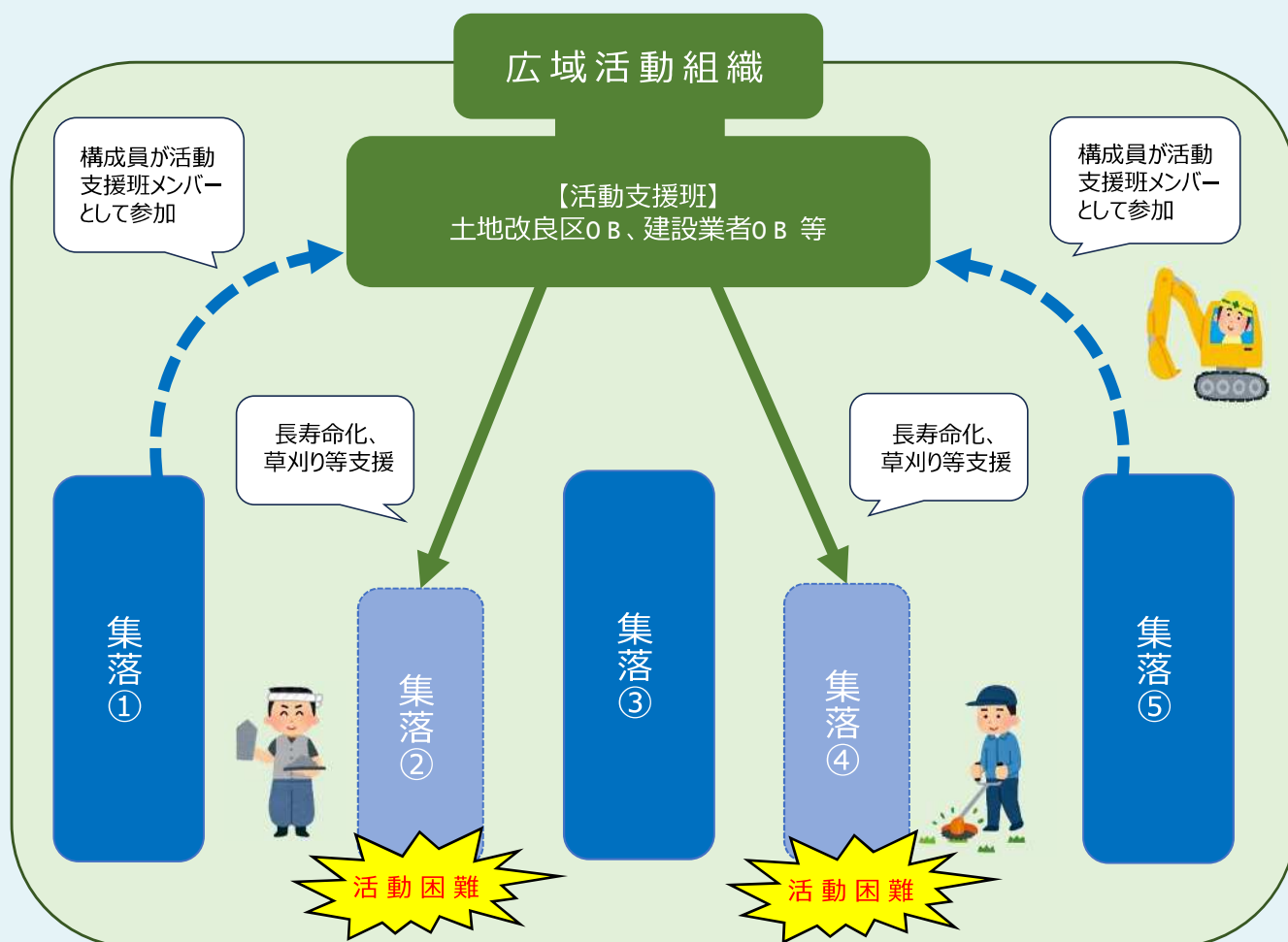
区分	加算単価
広域活動組織の設立及び活動支援班の設置	40万円/組織

＜加算措置の要件＞

活動支援班加算を申請する年度に、広域活動組織を新たに設立し、併せて活動支援班を設置すること

※既に広域活動組織を設置している場合は、本加算の対象外。ただし、多面的機能の増進を図る活動「広域活動組織における活動支援班による活動の実施」は対象となる。

【活動支援班による支援体制のイメージ】



加算措置 ④環境負荷低減の取組への支援（みどり加算） **【R7拡充】**

化学肥料及び化学合成農薬の使用を地域の慣行レベルから原則として5割以上低減する取組と組み合わせて行う、以下の対象取組について、実施面積に対し、交付を行います。なお、同一ほ場で複数の取組を実施した場合においても、受けられる加算は1つの取組分のみです。

資源向上支払（共同）の加算単価（円/10a）

区分	加算単価
長期中干し	800
冬期湛水	4,000
夏期湛水	8,000
中干し延期	3,000
江の設置等（作溝実施）	4,000
江の設置等（作溝未実施）	3,000

＜対象取組＞

長期中干し、冬期湛水、夏期湛水、中干し延期、江の設置等※

※R6年度まで環境保全型農業直接支払交付金の地域特認取組によって魚類保護の取組を行っていた都道府県においては、江の設置等（作溝未実施）として当該取組を実施することを可能とします。

※R7年度から5年間以上実施した地区は、単価に0.75を乗じた額になります。

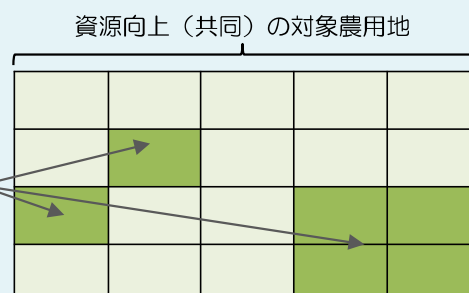
＜加算措置の要件＞

- ① 対象取組について、P13に示す要件を満たすこと（毎年度実施）。
- ② 化学肥料及び化学合成農薬の使用を地域の慣行レベルから原則として5割以上低減する取組と組み合わせて行うこと（毎年度実施）。
- ③ 取組ごとに2年目以降の取組面積が初年度の取組面積を下回らず、終了年度の取組面積が初年度の取組面積を上回ること。

＜加算対象面積の考え方＞

本加算の実施面積（畦畔及び法面面積を含めない）を加算対象面積（a単位）とします。

加算対象面積 =
本加算の実施面積
（畦畔及び法面面積
を含めない）



環境負荷低減の取組の取組要件（増進活動※1、みどり加算共通）

※1 多面的機能の増進を図る活動の

i: 水管理を通じた環境負荷低減活動の強化

<取組要件>

以下の取組から1つ以上を選択して実施します。ただし、「多面的機能の増進を図る活動」として実施する場合、5割低減の取組と組み合わせての実施及び長期中干しにおける溝切りの実施の要件は適用しないものとする。

○長期中干し

- ① 栽培する主作物が水稻であること。
- ② 稲の生育中期に10a当たり1本以上の溝切りを実施した上で14日以上の中干しを実施すること。

○冬期湛水

- ① 栽培する主作物が水稻であること。ただし、R6年度まで環境保全型農業直接支払交付金において、水稻以外を対象として取組実績がある場合はこの限りではない。
- ② 2ヶ月間以上の湛水期間を確保するための適切な取水措置及び漏水防止措置が講じられていること。
- ③ 市町村等が作成した計画に即して実施されている取組であること又は生物多様性保全に資するものとしてその実施に関して市町村長の承認等を得た取組であること。なお、市町村等が作成する計画については、以下の内容の記載がされているものとする。
 - a 生物多様性保全に関する市町村等の基本的考え方が記載されていること。
 - b 生物多様性保全の取組を推進するための方策として冬期湛水が位置付けられていること。

○夏期湛水

- ① 栽培する主作物が野菜、大麦、なたね等であること。
- ② 転作田又は湛水可能なほ場であること。
- ③ 6月下旬～9月上旬の期間内に2ヶ月以上の湛水期間を確保するため、前作の収穫後に耕起、代かき、畦畔補修等、適切な漏水防止措置及び適切な取水措置が講じられていること。
- ④ 湛水期間中の開放水面を維持するため深水管理等の雑草対策に努め、雑草の繁茂がみられた部分については必要に応じて適宜代かきを行う等、適切な管理が行われていること。
- ⑤ 市町村等が作成した計画に即して実施されている取組であること又は生物多様性保全に資するものとしてその実施に関して市町村長の承認等を得た取組であること。なお、市町村等が作成する計画については、以下の内容の記載がされているものとする。
 - a 生物多様性保全に関する市町村等の基本的考え方が記載されていること。
 - b 生物多様性保全の取組を推進するための方策として夏期湛水が位置付けられていること。

○中干し延期

- ① 栽培する主作物が水稻であること。
- ② 中干し開始時期を慣行時期より1ヶ月程度延期又は中止し、慣行の水稻栽培期間、常時湛水状態を保つこと。
- ③ 常時湛水状態を保つための定期的な水管理及び畦の点検・補修を実施すること。

○江の設置等

- ① 栽培する主作物が水稻であること。
- ② 10a当たり原則10m以上とし、10m/10aに満たない場合は、取組面積（a（※1a未満切り捨て））＝設置した長さ（m）として取組面積を調整すること。江の形状は、原則として「深さ10cm以上、水面幅30cm」とする。
- ③ 湛水の状態とする期間は、原則として、中干し開始時から、8月中旬までとする。
- ④ 湛水等の期間中、江に除草剤を使用しないこと。
- ⑤ 魚類等の希少種が水田内で保護されるよう、適切に管理すること。

※魚類保護をする場合は、以下の①・⑤の要件を全て満たせばよいものとする。

※R6年度まで環境保全型農業直接支払交付金の地域特認取組によって魚類保護の取組を行っていた都道府県においては、江の設置等（作溝未実施）として当該取組を実施することを可能とします。

参考：5割低減の取組

【5割低減の取組とは】

主作物について、化学肥料及び化学合成農薬の使用を地域の慣行レベルから原則として5割以上低減※1する取組です。

※1 化学肥料及び化学合成農薬の低減割合の特例の設定がされている場合はその低減割合となります。詳細については都道府県、市町村にお問い合わせください。

【算定の仕方】

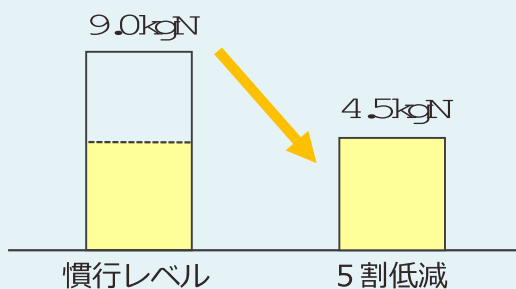
低減割合の比較に用いる慣行レベル※2は、個々の農業者の現行の施用量ではなく、都道府県が定めた化学肥料と化学合成農薬の慣行レベルを用います。

化学肥料は窒素分量、化学合成農薬は成分使用回数により算定を行います。

※2 「特別栽培農産物に係る表示ガイドライン」に基づき、都道府県が定めた地域の慣行レベルなどを基に、都道府県が地域の施肥・防除の実態を踏まえて品目ごとに設定したものです。詳細については、都道府県・市町村にお問い合わせください。

～ 化学肥料・化学合成農薬の低減割合の算定の仕方 ～

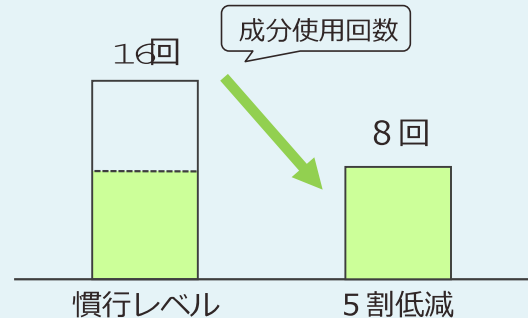
化学肥料



計算の仕方

NR化成
 $30 \text{ kg} / 10\text{a} \times 15\% = \underline{4.5 \text{ kgN}} / 10\text{a}$
 ↑
 窒素成分の割合

化学合成農薬



計算の仕方

殺虫剤（2成分）	1回×2成分＝2
殺菌剤（1成分）	1回×1成分＝1
殺菌剤（2成分）	1回×2成分＝2
除草剤（1成分）	3回×1成分＝3

成分使用回数合計 8回

5割以下になるよう取り組んでください

6 活動の手順（活動組織・広域活動組織向け）

活動の手順は以下のとおりです。

① 組織の設立

活動を実施する活動組織又は広域活動組織を設立します。

② 事業計画の作成

地域共同で取り組む活動について、事業計画（原則5年間）を作成します。

③ 申請書類の提出

市町村へ提出する書類への押印は原則省略可能です。

事業計画の認定を受けるため、市町村に申請を行います。

事業計画の申請書の提出は6月30日までです。

なお、市町村により提出期限が異なる場合がありますので、詳細は市町村にお問い合わせください。

申請の際は、以下の書類を提出します。

活動組織

- ・ 事業計画書
- ・ 活動計画書
- ・ 活動組織規約
- ・ 工事に関する確認書（※1）
- ・ 長寿命化整備計画書（※2）
- ・ 環境負荷低減のチェックシート【R7追加】

広域活動組織

- ・ 広域協定書
- ・ 事業計画書
- ・ 活動計画書
- ・ 運営委員会規則
- ・ 工事に関する確認書（※1）
- ・ 長寿命化整備計画書（※2）
- ・ 環境負荷低減のチェックシート【R7追加】

（※1）資源向上支払において、土地改良区等市町村以外の者が所有または管理する施設を活動の対象とする場合は提出する必要があります。

（※2）活動組織が資源向上支払（長寿命化）を行う際に、工事1件当たり200万円以上の活動を実施する場合、長寿命化整備計画書の申請が必要になります。

④ 活動の実施・交付金の交付

毎年度、市町村に交付金の交付を申請して交付を受け、事業計画に基づく活動を実施します。

市町村へ提出する書類への押印は原則省略可能です。

⑤ 活動の記録・報告

日々の活動の作業内容や金銭の収支等を記録します。

当該年度の記録をとりまとめて報告書を作成し、市町村に提出します。

7 交付ルート

交付金は国から都道府県、都道府県から市町村に交付され、活動組織又は広域活動組織には市町村から交付されます。



6 活動の手順（特定事業実施者向け）【R7追加】

R6年度に環境保全型農業直接支払交付金の実施主体であった者は、みどり加算のみを実施することができます。活動の手順は以下のとおりです。

① 申請主体の確認

R6年度に環境保全型農業直接支払交付金の実施主体（※）であったことをもってみどり加算のみ申請できます。

※ ア 農業者の組織する団体…複数の農業者、又は複数の農業者及び地域住民等の地域の実情に応じた方々によって構成される任意組織

イ 一定の条件を満たす農業者…以下のいずれかに該当し、市町村が特に認める場合

- ・集落の耕地面積の一定割合以上の農地において、みどり加算を実施する農業者
- ・複数の農業者で構成される法人（農業協同組合を除く）

<自治体における確認事項>

生産緑地地区内の農地で実施する場合、都道府県知事が定める要綱基本方針に「都道府県知事が多面的機能の発揮の観点から必要と認める農用地」として位置づけられている必要があります。

また、市町村が作成する促進計画において、実施しようとする農地の存する区域内で本交付金の実施を推進することとされている必要があります。

② 事業計画の作成

みどり加算のみを申請する事業計画（原則5年間）を作成します。

③ 申請書類の提出

事業計画の認定を受けるため、市町村に申請を行います。

（事業計画の申請書の提出は6月30日までです。ただし、市町村によって提出期限が異なる場合がありますので、詳細は市町村にお問い合わせください。）

申請の際は、以下の書類を提出します。

ア 農業者の組織する団体

- ・事業計画書
- ・活動計画書（みどり加算のみを実施する計画）
- ・団体の規約
- ・環境負荷低減のチェックシート（ただし、GAP認証等を取得している場合は、当該事項を証明する書類の提出に代えることができます）
- ・令和6年度に環境保全型農業直接支払交付金の交付を受けていたことが分かる書類

イ 一定の条件を満たす農業者

- ・事業計画書
- ・活動計画書（みどり加算のみを実施する計画）
- ・環境負荷低減のチェックシート（ただし、GAP認証等を取得している場合は、当該事項を証明する書類の提出に代えることができます）
- ・令和6年度に環境保全型農業直接支払交付金の交付を受けていたことが分かる書類

④ 活動の実施・交付金の交付

毎年度、市町村に交付金の交付を申請して交付を受け、事業計画に基づく活動を実施します。

⑤ 活動の記録・報告

日々の活動の作業内容や金銭の収支等を記録します。

当該年度の記録を取りまとめて報告書を作成し、市町村に提出します。

7 交付ルート

交付金は国から都道府県、都道府県から市町村に交付され、特定事業実施者には市町村から交付されます。



8 交付金の弾力的な活用について

多面的機能支払交付金は、弾力的な活用が可能となっています。

(1) 必須活動を実施した上での交付金の弾力的な活用

- 必須活動（活動計画書に定められた活動）の実施を前提に、
農地維持支払交付金による資源向上支払（共同）及び資源向上支払（長寿命化）の活動実施や、資源向上支払交付金（共同）による農地維持支払及び資源向上支払（長寿命化）の活動実施が可能です。ただし、資源向上支払交付金（長寿命化）による農地維持支払や資源向上支払（共同）の活動は実施できません。

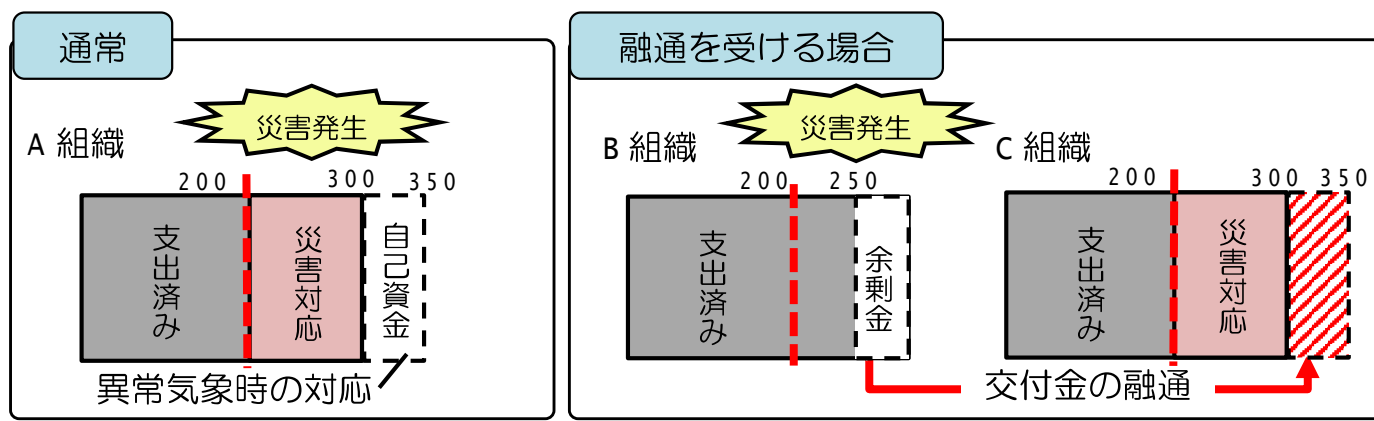
(2) 交付金の計画的な活用

- 計画的な活動のため、組織において、活動期間内は交付金の持越が可能です。
- 活動期間終了年度の翌年度を始期とし、新たに事業計画の認定を受ける組織については、交付金の残額を翌年度の経理に含めることができます。
- ただし、組織において、活動期間内及び新たに事業計画の認定を受ける場合のどちらにおいても、交付金の持越を行う場合には、必要額を精査し、活動の円滑な継続のために必要最低限の金額とする必要があります。なお、持越額が年交付額の3割を超え、かつ100万円以上となる場合は、持越金の使用予定表の提出が必要となりますのでご注意ください。

(3) 甚大な災害時の交付金の弾力的な活用

- 甚大な自然災害が発生した場合、被災した対象農用地周りの施設の応急措置や補修・更新等に取り組むことができます。
- また、甚大な自然災害により、活動計画書に定めた活動が困難な場合は、**特例措置適用実績報告表により事後報告**することで、交付金の返還を免除されます。【R7改正】
- さらに、上記の特例を受けた活動組織は、他の活動組織から予算の融通を受けることができますので、活用したい場合は、市町村にご相談ください。

<年交付額が300万円の組織における予算融通の具体例>



多面的機能支払交付金に関するQ & A

(Q1) 新たに活動組織を設立する場合、いつ時点の活動から交付金による支援の対象になるのでしょうか。

(A) 活動組織が年度途中で交付申請を行った場合でも、交付決定前に実施していた活動も対象となるよう、交付年度の4月1日以降に実施した共同活動を支援の対象としています。ただし、交付決定前の活動についても、活動記録や領収書等を残しておいていただくことが必要です。

(Q2) 活動組織の行う事務を土地改良区等に委託できるのでしょうか。

(A) 活動組織が行う本交付金に係る経理や活動記録の整理等の事務については、J A、土地改良区、農業生産法人等の団体や、地方公共団体、農業団体の職員OB等の当該事務処理を適切に行える者に委託することができます。

(Q3) 農地維持支払、資源向上支払と中山間地域等直接支払交付金を同一地区で取り組むことはできますか。

(A) 同一地区で取り組むことは可能です。この場合、多面的機能支払交付金の活動計画書に位置付けられた農地、水路、農道等の保全に係る活動については、多面的機能支払交付金により行っていただきたいと考えております。

(Q4) 活動期間中に、活動計画書に定める活動ができなくなった場合、交付金の返還は必要でしょうか。

(A) 活動計画書に定めた活動が行われていないことが確認された場合、交付金の全部または一部を、事業計画（原則5年間）の認定年度に遡って返還することになります。ただし、自然災害その他やむを得ない理由（農業者の死亡、高齢又は農業者本人若しくはその家族の病気その他これらに類する場合に伴う認定農用地又は対象農用地の減少等）が認められる場合は、交付金の返還を免除しています。

(Q5) 既に設立された広域組織が活動支援班を設置した場合でも「組織の広域化・体制強化への支援（活動支援班加算）」の支援対象になるのでしょうか。

(A) 既に広域組織を設置している場合は、活動支援班を設置したとしても「組織の広域化・体制強化への支援（活動支援班加算）」の支援対象とはなりません。ただし、多面的機能の増進を図る活動「広域活動組織における活動支援班による活動の実施」は対象となります。

事務負担の軽減について

令和7年度の制度改正に合わせて、以下の事務負担の軽減を図りました。詳しくは「令和7年度改正のポイント」をご覧ください！

① 様式の簡素化

住所の記入欄の削除、活動計画の記入欄の簡素化、開始時間と活動区分の記入欄の削除等

② 中山間直接支払との様式の共通化

活動記録と金銭出納簿の共通化

③ 様式の入力負担の軽減

数式等の変更防止（入力制限の設定）、備考欄の記入ルールの変更



▲ 令和7年度改正のポイント

オンライン申請について



令和5年度より、オンライン申請が可能となりました。今までのエクセルの申請データからの読み込みが可能になる、同じデータの再入力が必要になるなど、事務の簡素化につながります。詳しくは多面的機能支払交付金HPをご覧ください。



学習教材の活用について

学習マンガ

次世代を担うこどもたちへ、農業や農村の大切な役割を広く伝えるため、「農業学習」に活用できる教材を制作しました。全国の教育現場やご家庭でぜひご活用ください！



▲ 「草刈りは地球を救う」
～SDGs達成につながる農村の共同活動～

動画

子どもたちが田んぼの持つ大切な役割や魅力を楽しく学べる学習動画を作成しました。農業学習や田植え体験の事前学習、家庭学習の教材としてご視聴いただけます！



▲ のぞいてみよう！田んぼの世界

多面的機能支払交付金について 分かりやすく解説した動画

活動組織の体制強化や、推進組織の業務効率化・省力化に貢献できるよう多面的機能支払交付金に係る研修教材用動画を作成しました。

多面的機能支払交付金の事務等に携わる新規担当者や活動組織に向けた説明会等でご活用ください。

多面的機能支払交付金利用の手続

(動画：14分)

多面的機能支払交付金の交付を受けるにあたって、活動の手順や申請書類などについて解説した動画です。



多面的機能支払交付金でできること

(動画：18分)

多面的機能支払交付金を活用して、どのような共同活動に取り組むことができるのかを解説した動画です。



多面的機能支払交付金活動組織の 広域化のすすめ (動画：20分)

最上町広域協定の事例をもとに関係者へのインタビューを行い、広域化のプロセスを解説した動画です。



**いずれも動画で見ることができます！
ぜひQRコードを読み取ってご覧ください！**

多面的機能支払メールマガジン

農村ふるさと保全通信

月1～2回程度配信しています。
ぜひ、登録してください！

多面的機能支払の活動組織の紹介や、制度情報、活動に役立つ技術など、活動組織や自治体、推進組織等の皆様にとって有益となる情報を配信しています。

【配信申し込み】

配信を希望される方は、以下のアドレスまたはQRコードからご登録ください。
(<https://www.maff.go.jp/j/pr/e-mag/reg.htm>)



SDGsと多面的機能支払交付金の活動との関わりってなんだろう？

SDGs（持続可能な開発目標）とは貧困、気候変動や紛争など世界中の問題の解決を目指す目標のことで、2015年に世界中の国々が集まって話し合う国連総会で決定されました！



本交付金とSDGsの関わりがより詳しく記載されております。ぜひQRコードを読み取ってご覧ください!!



多面的機能支払の活動は農業・農村の持続的発展を通じて17の目標のうち15の目標（目標2～9、11～17）達成に貢献しています。下記の事例を見てみましょう！

共同活動の例

例1) 生き物調査



活動組織と地域の子ども達等が田んぼや水路に生息する生き物を観察する取組。

活動による効果

①地域の学校等と連携することで子ども達に農業生産活動が生態系保全につながっていると学ぶことができる。

②世代間との交流により、コミュニティが形成・強化され、地域の自然環境が保全されることにつながる。

SDGsへの貢献

※多面版SDGsの目標文になっています



目標4
地域内外の人に質が高い教育、生涯学習の機会を提供する。



目標11
住み続けられる地域を作る。

等

例2) 草刈り・泥上げ



農地やため池周辺の草刈りと水路の泥上げをする取組。

①安定的な農業生産にとって必要不可欠な農地や水路、ため池などを適切に保全管理している。

②保全管理が行き届いていることで異常気象時等の被害軽減につながる。



目標2
持続可能な農業生産を支える。



目標13
気候変動及びその影響を軽減するための対策を実践する。

等

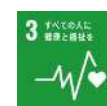
活動の企画・運営の例

例3) 多様な人材が参画した活動



非農業者や女性や子ども等多様な人材が植栽活動等の活動に参加することや、組織の運営に関わる等の取組。

老若男女、地域内外問わず、女性や子どもが活動組織の計画策定や運営等に参画し、多様な主体の活躍の場を創出することで、関係人口が拡大し、農村振興へつながる。



目標3
やすらぎや福祉の機会を提供する。



目標16
多様な主体の参画による地域づくりを促進する。

等

複数の目標貢献に期待できます！

高めよう 地域協働の力！
多面的機能支払交付金



令和7年度 改正のポイント



令和7年4月

農林水産省

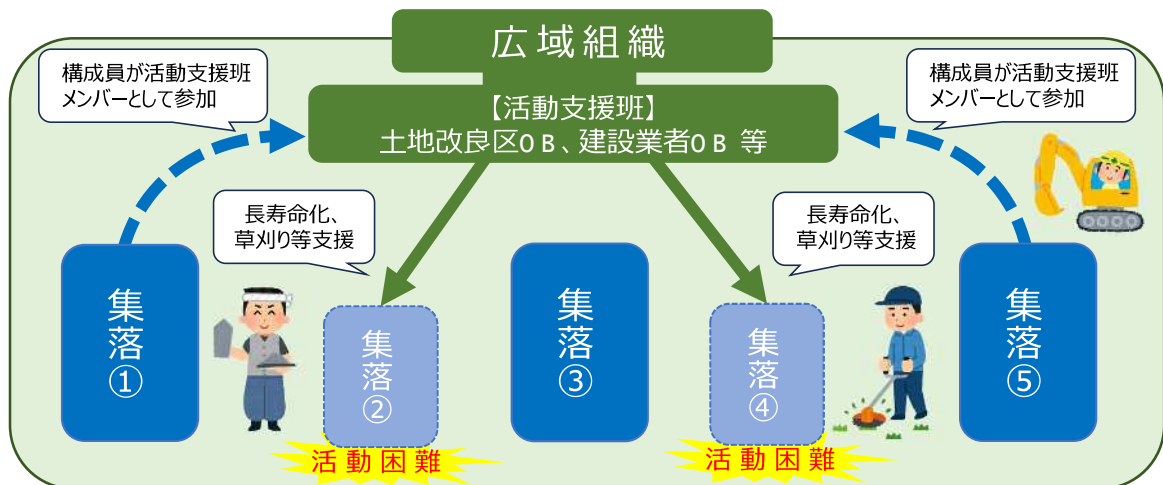
交付金の加算措置を拡充します

(1) 組織の体制強化への支援

広域活動組織の設立と活動支援班※の設置を併せて実施した広域活動組織に対し、**40万円/組織を加算**します。

※ 広域活動組織に複数の集落をまたいで共同活動を行う班

【活動支援班による支援体制のイメージ】



(2) 環境負荷低減の取組への支援

環境負荷低減の取組を促進するため、**これまで環境保全型農業直接支払交付金において支援してきた長期中干し等の水管理を伴う取組への支援については、地域でまとまりをもって取り組むことで効率的かつ効果的に推進されることが期待できることから、令和7年度からは資源向上支払の加算措置(みどり加算)として支援**します。

化学肥料と化学合成農薬を原則 5 割以上低減する取組

+



地球温暖化防止や
生物多様性保全に貢献

【加算措置】

(円/10a)

項目			交付単価	
環境負荷低減の 取組への支援	化学肥料と化学合成農薬を 原則 5 割以上低減する取組と 併せて環境負荷軽減に取り組む 面積が増加する場合	長期中干し	800	
		冬期湛水	4,000	
		夏期湛水	8,000	
		中干し延期	3,000	
		江の設置等	作溝実施	4,000
			作溝未実施	3,000

増進加算の対象活動を追加します

多面的機能の更なる増進への支援項目の追加

加算対象活動に「広域活動組織における活動支援班による活動の実施」、
「水管理を通じた環境負荷低減活動の強化」の項目を追加します。

【増進加算の対象活動】

a : 遊休農地の有効活用	b : 鳥獣被害防止対策及び環境改善活動の強化
c : 地域住民による直営施工	d : 防災・減災力の強化
e : 農村環境保全活動の幅広い展開	f : やすらぎ・福祉及び教育機能の活用
g : 農村文化の伝承を通じた農村コミュニティの強化	i : 広域活動組織における活動支援班による活動の実施 【R7追加】
h : 水管理を通じた環境負荷低減活動の強化 【R7追加】	
j : a～i のほか、都道府県が実施要綱に基づく基本方針において対象活動とすることとした活動	
k : 広報活動・農的関係人口の拡大	



資源向上支払(長寿命化)の交付単価を見直します

資源向上支払(長寿命化)の基本単価を適用する要件の変更

限られた予算の中でより多くの長寿命化対策を進めるため、活動組織の規模に関わらず、直営施工を実施する場合において、資源向上支払(長寿命化)の基本単価を適用することとします。(直営施工を実施しない場合は、資源向上支払(長寿命化)の基本単価に 5 / 6 を乗じます。*)

直営施工の取組事例については、パンフレットをご覧ください。👉

※ 令和6年度に資源向上支払活動(長寿命化)を行っている場合、同年度を含む活動期間中は、交付単価に係る経過措置が適用されます。



環境負荷低減のクロスコンプライアンス(みどりチェック)が事業要件になります



チェックシート方式により、環境負荷低減の取組の実践を要件化

令和7年度から、全ての活動組織が「環境負荷低減のチェックシート」に取り組む内容を記入して市町村に提出する必要があります。

みどりチェックの詳細はパンフレットをご覧ください。👉



事務負担の軽減を図ります！

① 様式を簡素化します！

構成員名簿

○住所の記入欄の削除

様式の記入作業の省力化や個人情報の取扱いの観点から、住所の記入欄を廃止します。

(規約別紙)
○年○月○日
○○活動組織構成員一覧
以下3.の構成員は、○○活動組織へ参加するとともに、活動組織の代表、役員を下記1. 2. のとおり定めます。

1. 代表

役職名	氏名	備考	活動支援班員

2. 役員

役職名	氏名	備考	活動支援班員

記入項目

- | | | |
|--|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・分類 ・氏名 ・住所 ・団体名等 | ➡ | <ul style="list-style-type: none"> ・分類 ・氏名 ・住所 ・団体名等 |
|--|---|---|

住所の記入欄を削除

活動計画書

○活動計画の記入欄の簡素化

様式の記入作業の省力化を図るため、活動計画については、月別の記入欄を廃止し、各活動項目の欄に○を記入するよう変更しています。

(例)

これまで

活動ごとに実施予定月の記入が必要

活動区分		活動項目	毎年度の実施時期											
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
施設の 計 画 策 定 の 機 能 診 断	機能 診断	24 農用地の機能診断	○	○										
		25 水路の機能診断		○										
		26 農道の機能診断	○	○										
		27 ため池の機能診断												
		28 年度活動計画の策定		○										

改正後

実施予定の有無のみの記入に変更

活動区分	活動項目	計画
施設の軽	機能診断	
	24 農用地の機能診断	○
	25 水路の機能診断	○
	26 農道の機能診断	○
	27 ため池の機能診断	
	28 年度活動計画の策定	○

活動記録

○開始時間と活動区分の記入欄の削除等

様式の記入作業の省力化を図るため、活動の開始時間と活動区分の記入欄を廃止します。また、活動時間の入力を選択式にする、日付順に自動で行を並び替える機能を追加するなど、様式の改善を行っています。

活動時間の入力は選択式に

活動区分の記入欄を削除

活動実施日付	活動時間	活動参加人数			活動項目番号（左詰め）						支払区分	活動項目
		農業者	農業者以外	総参加人数								
4/1	3.5時間	10人	5人	15人	6	14					農地維持, 農地維持	6 鳥獣害防護柵等の保守管理, 14 ため池の泥上げ
4/8												

日付順に自動で並び替え

開始時間の記入欄を削除

② 中山間直接支払との様式の共通化を図ります！

○活動記録と金銭出納簿の共通化

中山間直接支払との一体的な運用を図るため、従来より多面的機能支払で使用してきた活動記録と金銭出納簿について、中山間直接支払においても使用することが可能になります。

【中山間直接支払】

- ・活動日誌（参考様式）
（※金銭出納簿は参考様式なし）



【多面的機能支払】

- ・活動記録
- ・金銭出納簿



【共通化】

- ・活動記録
- ・金銭出納簿
（中山間直接支払は参考様式）



③ 様式の入力負担を軽減します！

様式全般

○数式等の変更防止（入力制限の設定）

誤って数式等が変更されることを防ぐため、部分的にセルのロックを設定しています。（校閲タブの「シート保護の解除」をクリックすると編集が可能になります。）

（例）（１）農地維持支払

地目	対象農用地面積	交付単価	年当たり交付金額
田	a	3,000 円/10a	円
畑	a	2,000 円/10a	円
草地	a	250 円/10a	円
この線より上に行を挿入してください。			
合計	a		円

 編集可
 編集不可

実施状況報告書

○備考欄の記入ルールの変更

様式の記入作業の省力化を図るため、活動計画書どおりに活動が行われている場合、備考欄への記入が不要になります。

（１）農地維持支払

農地維持支払交付金の交付を受けずに活動を実施した場合も記入してください。

活動区分	活動項目	計画	実施	備考
地域資源の基礎的 実	点検・計画策定			
	1 点検	○	○	
	2 年度活動計画の策定	○	○	
	研修			
	3 事務・組織運営等に関する研修	○	○	実施（予定）年度：○年
	機械の安全使用に関する研修	○	○	実施（予定）年度：○年
	農用地			
	4 遊休農地発生防止のための保全管理	—	—	遊休農地解消面積 a
	5 畦畔・法面・防風林の草刈り	—	—	
	6 鳥獣害防護柵等の保守管理	—	—	
	水路			
	7 水路の草刈り	○	×	
	8 水路の泥上げ	○	○	

記入する必要のある場合は、黄色に表示

改正後

- ・「実施」欄に「○」を記入した場合は具体的な活動内容や研修実施日等を記入→削除
- ・「実施」欄に「x」を記入した場合は要件を満たせなかった理由や実施しなかった理由を記入

活動計画書

○交付単価の入力支援

交付単価の転記ミスや計算ミスを防ぐため、①入力された都道府県名の情報を基に、実施要綱に示す交付単価が反映されるほか、②該当する取組状況を選択することで、条件に応じた適切な交付単価が入力される入力支援機能を追加しています。

改正後

(2) 資源向上支払（共同）

地目	対象農用地面積	① 交付単価	年当たり交付金額
田	a	2,400 円/10a	円
畑	a	1,440 円/10a	円
草地	a	240 円/10a	円
この線より上に行を挿入してください。			
合計	a		円

②

※交付単価は、以下①、②への取組状況によって異なります。左の表には減額する前の単価が入力されており、以下の該当するパターンに○を付けると自動で減額されます。

- ①多面的機能の増進活動に取り組む
②資源向上支払（共同）を5年以上実施、又は資源向上支払（長寿命化）に取り組む

①のみ該当（修正なし） ☐ ②のみ該当（単価×0.625） ☐

①②に該当（単価×0.75） ☐ 該当なし（単価×5/6） ☐

②の取組状況の該当パターンを選択

(2) 資源向上支払（共同）

地目	対象農用地面積	交付単価	年当たり交付金額
田	a	1,800 円/10a	円
畑	a	1,080 円/10a	円
草地	a	180 円/10a	円
この線より上に行を挿入してください。			
合計	a		円

※交付単価は、以下①、②への取組状況によって異なります。左の表には減額する前の単価が入力されており、以下の該当するパターンに○を付けると自動で減額されます。

- ①多面的機能の増進活動に取り組む
②資源向上支払（共同）を5年以上実施、又は資源向上支払（長寿命化）に取り組む

①のみ該当（修正なし） ☐ ②のみ該当（単価×0.625） ☐

①②に該当（単価×0.75） ☒ 該当なし（単価×5/6） ☐

条件に応じた適切な交付単価に自動で修正

※このほかにも、入力を容易にする工夫や入力ミスを防ぐための工夫をExcelの様式に施しています。

(3) 活動の計画

(1) 農地維持支払

農地維持支払のうち地域資源の基礎的保全活動は、「点検・計画策定」と「研修」、「実践活動」で構成されます。

これらの活動については、活動に該当する全ての項目を実施します。ただし、対象となる施設が存在しない活動項目は除きます。

3. 活動の計画

(1) 農地維持支払

毎年度全ての活動項目を実施します。
(研修、異常気象時の対応を除きます)

※実施する月に○を記入してください。

活動区分	活動項目	毎年度の実施時期											
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
点検・ 計画策定	1 点検	○											
	2 年度活動計画の策定	○											
研修	3 事務・組織運営等に関する研修、 機械の安全使用に関する研修	事務・組織運営等に関する研修・・・令和6年度に受講予定 機械の安全使用に関する研修・・・令和7年度に受講予定 (活動期間内に各1回以上受講)											
実践活動	農 用 地	4 遊休農地発生防止のための保全管理											
		5 畦畔・法面・防風林の草刈り			○	○							
		6 鳥獣害防護柵等の保守管理	点検結果に応じて実施時期を決定										
	水 路	7 水路の草刈り			○	○							
		8 水路の泥上げ	○										
		9 水路附帯施設の保守管理	点検結果に応じて実施時期を決定										
	農 道	10 農道の草刈り				○	○						
		11 農道側溝の泥上げ	点検結果に応じて実施時期を決定										
		12 路面の維持	点検結果に応じて実施時期を決定										
	た め 池	13 ため池の草刈り			○	○							
		14 ため池の泥上げ	点検結果に応じて実施時期を決定										
		15 ため池附帯施設の保守管理	点検結果に応じて実施時期を決定										
	共 通	16 異常気象時の対応	洪水、台風、地震等の発生後										
地域資源の適切な保全管理のための推進活動								○			○		

全ての対象組織で、活動期間内に1回以上実施する必要があります。

(P.24を参照) 地域資源保全管理構想の策定に向けて、「地域資源の適切な保全管理のための推進活動」を毎年度実施する必要があります。

農地維持支払交付金の交付を受けずに資源向上活動に取り組む場合は、「点検」、「年度活動計画の策定」、「実践活動」、「研修」のうち活動の対象となる施設の項目について記入してください。

「6 鳥獣害防護柵等の保守管理」「9 水路附帯施設の保守管理」「15 ため池附帯施設の保守管理」等に係る対象施設がない場合は「対象施設なし」あるいは「－」と記載

地域資源の適切な保全管理のための推進活動

担い手農家への農地集積の加速化や過疎化・高齢化等の農村地域の構造変化に対応し、農用地、水路等の地域資源を適切に保全管理するための目標を定めます。（構造変化に対応した保全管理目標）

目標に基づき、地域ぐるみで取り組む保全管理の内容及びそれを推進していくための活動を定めます。（地域資源の適切な保全管理のための推進活動）

それらの取組の適切な実施や確実な効果発現を図るため、活動の達成状況等を市町村により点検・評価するとともに、活動の実施を通じて、活動期間中に「地域資源保全管理構想※」をとりまとめる必要があります。

農業経営基盤強化促進法第19条第1項に定める地域計画において、別記1～4の第4の2に定める地域資源保全管理構想に準ずる内容が含まれる場合は、地域資源保全管理構想を作成したとみなすことができます。

※地域資源保全管理構想とは

「地域資源保全管理構想」とは、それぞれの地域で守ってきた農用地や水路、農道等の地域資源を将来にわたってどのように引き継いで行けば良いのかを地域で話し合い、今後の課題や取り組むべき活動・方策について、活動期間中に構想としてとりまとめるものです。（P.58～65参照）



地域資源の適切な保全活動のための推進活動について、様式中の各項目についてあてはまるものを選択して「○」を記入します（複数選択可）

地域資源の適切な保全管理のための推進活動について、1)～4)を記入してください。

1) 保全管理の目標を①～⑥から選んでください。（複数選択可）

☐ ①中心経営体との役割分担による保全管理	☐ ④集落間連携や広域的活動による保全管理
☐ ②集落営農組織を基礎とした地域ぐるみの保全管理	☐ ⑤多様な地域資源管理の担い手による保全管理
☐ ③地域外の経営体との協力・役割分担による保全管理	☐ ⑥その他

2) 今後、地域で取り組んでいくべき保全管理の内容を①～⑤から1項目以上選んでください。

☐ ①農地の利用集積に伴う管理作業	☐ ④共同利用施設の保全管理
☐ ②高齢農家の農用地に係る管理作業	☐ ⑤その他
☐ ③不在村地主等の遊休農地に係る管理作業	

3) 2)で選んだ内容に取り組むため、今後進めていく取組の方向性を①～⑦から1項目以上選んでください。

☐ ①担い手の人材・機材の有効活用、連携強化	☐ ⑤不在村地主との連絡・調整体制の構築
☐ ②入り作等の近隣の担い手との協力	☐ ⑥集落間の連携や広域的な活動
☐ ③地域住民、土地持ち非農家等を含めた体制づくり	☐ ⑦その他
☐ ④新たな保全管理の担い手の確保	

4) 2)で選んだ内容に取り組むため、毎年実践する

番号はP.66の活動項目番号表に示す一連の番号になっています。

☐ 17. 入り作農家や土地持ち非農家を含む農業者の検討会の開催	☐ 21. 地域住民等に対する意向調査、地域住民等との集落内調査
☐ 18. 農業者に対する意向調査、農業者による現地調査	☐ 22. 有識者等による研修会、検討会の開催
☐ 19. 不在村地主との連絡体制の整備、調整等	☐ 23. その他
☐ 20. 集落外の住民・組織や地域住民との意見交換・ワークショップ・交流会の開催	

本推進活動については、農地維持支払交付金の交付を受けて農地維持活動に取り組む場合には必ず実施します。

(2) 資源向上支払

① 地域資源の質的向上を図る共同活動

地域資源の質的向上を図る共同活動は、「1）施設の軽微な補修」、「2）農村環境保全活動」、「3）多面的機能の増進を図る活動」の3つで構成されます。

- 「1）施設の軽微な補修」の活動は、事業計画に位置づけた施設に該当するすべての項目を実施する必要があります。（点検や機能診断の結果、実施する必要性がない実践活動については、この限りではありません。）
- 「2）農村環境保全活動」の活動は、都道府県が策定する要綱基本方針に定められたテーマについて1つ以上を選択し、テーマに該当する活動を毎年度1つ以上実施します（P.68の活動項目番号表に5つのテーマが活動項目の内訳として示されています）。
- 「3）多面的機能の増進を図る活動」への取組は任意とし、取り組まない場合の交付単価は、基本単価に5/6を乗じた額になります。

(2) 資源向上支払（共同）

1) 施設の軽微な補修

※実施する月に○を記入してください。

活動区分	活動項目	毎年度の実施時期											
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
施設の軽微な補修	機能診断												
	24 農用地の機能診断	○											
	25 水路の機能診断	○											
	26 農道の機能診断	○											
	27 ため池の機能診断	○											
	28 年度活動計画の策定	○											
	29 機能診断・補修技術等に関する研修	令和6年度に受講予定（活動期間内に1回以上受講）											
	実践活動	機能診断結果に応じて実施時期を決定											
農村環境保全活動	30 農用地の軽微な補修等	機能診断結果に応じて実施時期を決定											
	31 水路の軽微な補修等	機能診断結果に応じて実施時期を決定											
	32 農道の軽微な補修等	機能診断結果に応じて実施時期を決定											
	33 ため池の軽微な補修等	機能診断結果に応じて実施時期を決定											
	34 生物多様性保全計画の策定		○										
	35 水質保全計画、農地保全計画の策定		○										
農村環境保全活動	36 景観形成計画、生活環境保全計画の策定		○										
	37 水田貯留機能増進計画、地下水かん養活動計画の策定												
	38 資源循環計画の策定												

毎年度、機能診断を実施して、その結果に応じて必要な補修等を実施します。

1テーマ以上の取組を行うこととし、その実施時期を「○」で示します。

2) 農村環境保全活動

★実施する月に○を記入してください。

活動区分	活動項目	毎年度の実施時期											
		4月	5月										
農村環境保全活動	39 生物の生息状況の把握（生態系保全）												
	42 水質モニタリングの実施・記録管理（水質保全）												
農村環境保全活動	啓発・普及												
	51 啓発・普及活動												

選択したテーマに基づき行う実践活動についてはP.68の活動項目番号表からあてはまる「活動項目番号」と「活動項目」を選択し記入します。※エクセル様式ではプルダウンで取組を選択して入力します。

行が足りない場合は追加してください。

P4

(様式第1-4号)
【活動組織から市町村に提出するもの】

長寿化整備計画書

<留意事項>

活動計画書の資源向上支払（長寿化）において、工事1件あたり200万円以上となる活動について、下記に記載してください。

なお、1つの活動を分けて実施する場合は、それぞれを1件として考え、1件ずつ記載してください。

また、概算事業費の根拠となる資料（積算根拠や見積書）を整理してください。

工事1件当たり200万円以上の工事がある場合、該当する工事については「長寿化整備計画書」の作成が必要です。

延長はkm単位で小数点以下2桁まで記入します。

(1) 施設の機能診断結果及び長寿化対策の計画等

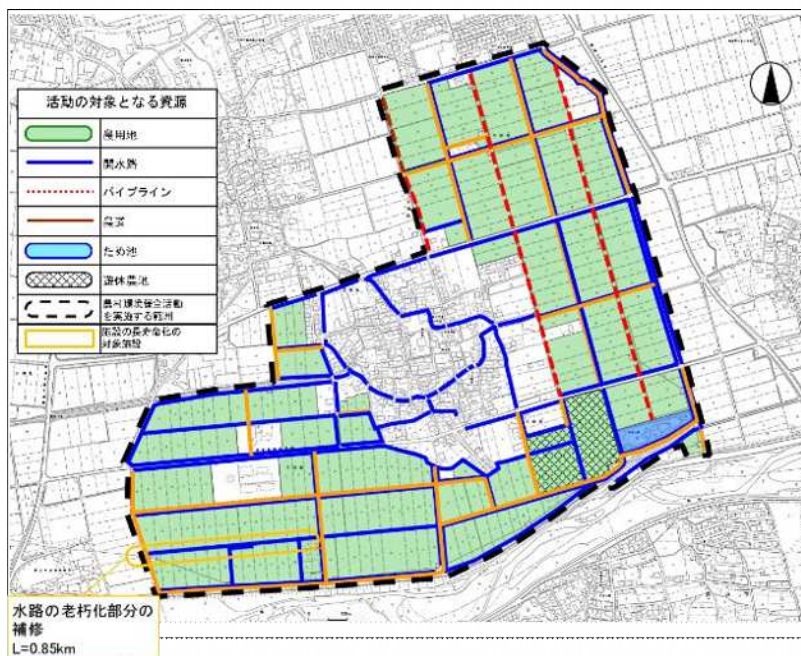
番号	施設名	設置年度	改修年度	施設の概要	機能診断結果 (劣化状況等)	長寿化対策の内容	数量	実施年度	工事1件あたりの概算事業費	備考
1	〇〇用水路	不明	-	土水路 幅〇〇mm	水路法面の崩壊や土砂の堆積により通水機能が喪失。清掃や泥上げなどの日常管理が困難である。	コンクリート水路として更新する。	0.10km	令和4年度	280万円	
2	〇〇用水路	昭和41年	昭和60年	コンクリート水路 幅〇〇mm	ひび割れや部分的な欠損、側壁の倒壊があり、水路の一部区間が破損している。	シーリング材等を塗布してひび割れを被覆する。	0.02km	令和4年度	230万円	
3	〇〇掘水機	昭和50年代	-	ゲート 幅 〇〇mm 高さ 〇〇mm	経年変化による戸当たり金物の腐食及び水密ゴムの劣化がみられる。	補修材及び塗料を塗布。水密ゴムを交換。	1箇所	令和5年度	210万円	

※ 改修年度欄には、施設の改修又は災害復旧等によって更新が行われた最近の年度を記入してください。

※ 延長は小数点以下第2位まで、概算事業費は10万円単位で記入してください。

(2) 施設の位置図

対象施設の位置図を添付し、長寿化対策を行う施設について、活動内容、数量等を記載すること。



(2) 資源向上支払（共同）の多面的機能の更なる増進に

適用条件の確認

多面的機能の増進を図る活動の活動項目数

地目	対象農用地面積	交付単価	年当たり交付金額
田	900a	400 円/10a	36,000円
畑	190a	240 円/10a	4,560円
草地	a	40 円/10a	円
合計	1,090a		40,560円

※資源向上支払（共同）の交付単価の減額条件に該当する場合は、加算交付単価も同様に減額する。

・これは加算措置の「多面的機能の増進に向けた活動への支援」に取り組む場合の記入例です。取り組む加算措置に応じて様式を記入して活動計画書に添付してください。
・加算措置に取り組まない場合は様式の提出は不要です。

★ 多面的機能の更なる増進に向けた活動への支援の適用条件

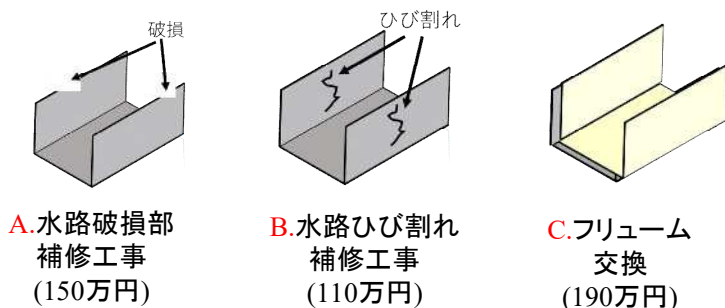
- 活動を継続する活動組織又は広域活動組織
本事業計画の活動項目数
＞前年度又は変更前の活動項目数
- 新規の活動組織又は広域活動組織
本事業計画の活動項目数 2つ以上

加算措置の適用条件を確認して様式に必要事項を記入してください。

長寿命化にかかる工事1件の考え方と長寿命化整備計画書作成の必要性

長寿命化整備計画書の作成が不要な場合

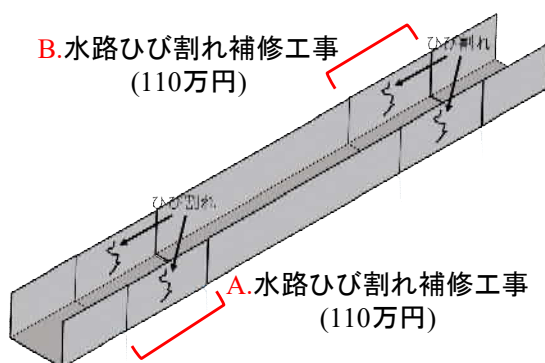
パターン① 異なる路線別に補修工事を一括で発注(450万円)



【工事1件の考え方】
A,B,Cそれぞれ工事1件としてカウントする。

【長寿命化整備計画書の作成】
A,B,Cとも作成不要。

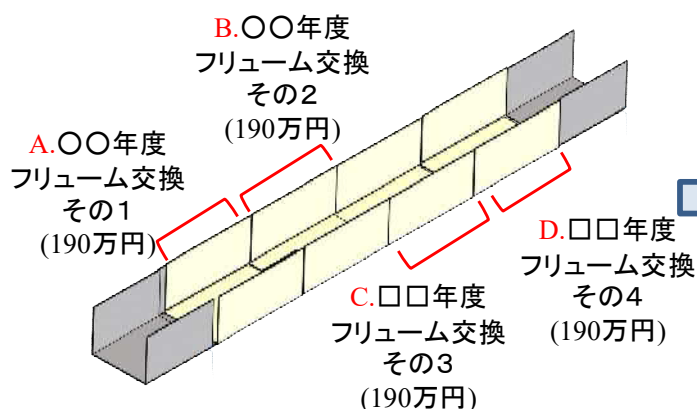
パターン② 同一路線で連続していない箇所の補修工事を一括で発注(220万円)



【工事1件の考え方】
工事箇所の間隔が離れていれば、別工事とする。よってA,Bそれぞれ工事1件としてカウントする。

【長寿命化整備計画書の作成】
A,Bとも作成不要。

パターン③ 同一路線で水路の補修工事を年度ごとに分割して発注(760万円)



【工事1件の考え方】
A,B,C,D連続しているが、年度を分けて発注する場合に限り、それぞれ工事1件としてカウントする。

【長寿命化整備計画書の作成】
上記の考え方から作成不要。ただし、1件当たり200万円以上の工事を実施したい場合は、まずは他事業による実施を検討すること

すべてのパターンにおいて、工事1件が200万円を超えておれば、長寿命化整備計画書の作成が必要です。

※ 原則200万円以上の工事は、他事業で実施すること

・イメージ図は、水路の補修工事の場合。あくまでイメージであり、必ずこれによるものではありません。

支出費目

「分類」欄には、以下の区分から該当する費目を選択し記載してください。

番号	支出費目	内容
1	前年度持越	前年度からの持越金
2	交付金	農地維持支払交付金、資源向上支払交付金(共同)、資源向上支払交付金(長寿命化)、他の活動組織からの融通額・返還額
3	利子等	利子等、構成員による活動資金の立替金
4	日当	活動参加者に対して支払った日当
5	購入・リース費	資材(碎石、砂利、セメントなど)の購入費、活動に必要な機械(草刈り機など)の購入費、パソコンなどのリース費、車両、機械等の借り上げ費、花の種、苗代など
6	外注費	補修・更新等の工事等(調査、設計、測量、試験等を含む)に係る建設業者等への外注費、事務の外注費など
7	その他支出	技術指導等のために外部から招く専門家等への謝金、活動に係る旅費、保険料、草刈り機の替刃、役員報酬、お茶代など
8	返還	返還金、他の活動組織への融通額・返還額

支出に当たっての留意点 ①

○ 日当

- ・ 日当の単価は、以下に示すとおり、地域で一般的に適用されている類似作業の労務単価等を参考にするなど、地域の実情を踏まえて決定し、毎年構成員全員に周知してください。
 - ・ 地域別最低賃金
 - ・ 地方公共団体単価
 - ⇒ 都道府県の非常勤職員単価
 - ⇒ 市町村の非常勤職員単価
 - ・ 地域別組織単価
 - ⇒ 営農組合単価
 - ⇒ 水利組合単価
 - ⇒ 自治会単価
 - ⇒ 土地改良区単価
 - ⇒ シルバー人材センター単価 等
 - ・ 農作業単価
 - ⇒ 市町村農業委員会の農作業標準料金 等
 - ・ 公共労務単価
 - ⇒ 公共工事設計労務単価 等

支出に当たっての留意点 ②

○ 購入・リース費

- ・ 機械や事務機器の購入に当たっては、財産管理や目的外使用防止の徹底が必要であり、利用回数や期間、価格を踏まえ、リースやレンタルする場合の条件と比較して判断する必要があります。
- ・ 購入・リースした機械等を本交付金の目的以外の用途に使用した場合、購入・リースに要した経費を全額返還する必要があることから、適切な管理が求められます。

○ 外注費

- ・ 本交付金は、地域が共同で行う地域資源の保全管理活動等を支援するものですが、活動の規模や技術面から見て活動組織で実施可能な範囲を超えていると判断される場合に限り、作業委託等の外注により実施することが可能です。
- ・ 外注を行う場合には、3者以上から見積りを徴収するなど効率的かつ透明性の高い予算執行に努めてください。

注意すべき不適切な実施例

〔作業委託（外注）等の際に見積徴収を行っていない又は見積徴収先が3者未満〕

- ・ 外注等（機械リース、機械の購入、事務委託、作業（工事）委託）の際に見積徴収を実施していない。
- ・ 外注等の際の見積徴収について、3者以上に実施していない。

※上記に該当する場合、原則として3者以上から見積徴収を行うよう、今後対応を改善する必要があります。

○ その他

- ・ 共同活動には草刈や泥上げといった危険を伴う作業が多いことから、保険への加入を推奨します。

支出費目

交付金の支出対象とならない経費

番号	項目	具体例
1	農業者の営農活動にかかる経費	・営農活動に必要なポンプの電気代など農業水利施設の運転経費 ・営農のための人件費、機械経費、資材等の購入費
2	多面的機能の発揮と関連しない経費	・活動組織の活動と関連しない行事や農業と関連しない祭りに関する費用 ・接待費、慶弔費、酒類・つまみの購入費、慰労を目的とした旅費、自治会等の集会所の備品の購入費、神社への玉串料や奉納品代等
3	他団体への寄付	・他団体への寄付・助成 ・他団体の経常的運営に必要な経費
4	他事業の地元負担への充当	・他事業による施設整備・補修等の地元負担
5	管理者が決まっている施設の維持管理に要する経費	・国、都道府県又は市町村が管理者となっている道路や河川の維持管理の経費 ※ただし、地域の慣行として施設管理者の了解のもと、農地や水路等の施設などの地域資源の保全管理と一体的に維持管理している施設については対象にすることができる場合があるので、市町村に相談のこと
6	自ら実施する必要があるものに要する経費	・活動組織の設立前に必要な事業計画の策定に係る費用

※ 活動計画に位置づけ、事業計画の認定を受けた活動に係る経費については交付の対象です。

注意すべき不適切な実施例

〔本交付金の活動以外又は活動のみに用途の限定が難しいものへの支出〕

- ・本交付金の活動と関係性のない食料品、日用品、物品、日当等へ支出している。
- ・本交付金の活動以外にも使用している事務用品等へ支出している。
- ・認定農用地の区域外や河川・道路等管理者が別途存在し管理する土地での活動へ支出している。
- ・活動組織設立以前の活動へ支出している。

※上記に該当する場合、交付金返還の対象となります。ただし、法令等に基づいて定められた管理者が管理する施設のうち、慣行として地域で管理すべき水路等の施設や農用地と一体的に管理しているものについては、共同活動の対象とすることができる場合があります。



高めよう 地域協働の力！

改訂版

多面的機能支払交付金

円滑な組織運営のためのポイント



～みんなの合意形成が大事です～

日頃より、農業・農村の多面的機能の維持・発揮のための共同活動に取り組みいただき、ありがとうございます。

このしおりでは、活動組織が組織を円滑に運営していくために守っていただきたい3つのポイントを説明しています。

ポイント

1

構成員の合意形成をしっかり行う

ポイント

2

役員が行う事務はお互いに確認し合う

ポイント

3

日当は活動参加者本人に支払い、受領を確認

この3つのポイントを守って、地域協働の力を確かなものにしましょう !



令和5年10月

農林水産省

農村振興局 整備部 農地資源課 多面的機能支払推進室

富山県農林水産部農村振興課

構成員の合意形成をしっかり行いましょう



○多面的機能支払交付金の実施に関する事項は総会等で議決し、その内容は、活動組織の構成員全員にお知らせしましょう。

合意形成 3つのポイント

1. 活動内容について毎年度話し合う
2. 話し合いの記録を作る
3. 決まった内容は書面で全員にお知らせ

○複数の集落等の協定による「広域活動組織」では、運営委員会の合意形成に加えて、協定に参加する集落等でも合意形成を図りましょう。

(1)活動組織での合意形成(総会等)

役員間で話し合い、総会等の議事、日時等を決めます。

- ・役員は総会等にはかる事項の資料作成を行います。



構成員全員に総会等の開催を事前に書面でお知らせします。

- ・欠席者からは委任状をもらいます。
- ・構成員に団体が含まれる場合は、団体内の意思決定を行います。



総会等を開催します(毎年度1回以上)

成立には構成員の過半数の出席が必要

- ・毎年度の活動計画
- ・毎年度の実施状況報告
- ・収支決算
- ・その他組織の運営に関する重要な事項

説明と質疑応答
話し合い

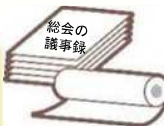


議決



総会等で**決まったことなどを議事録(メモ)**にまとめます。

- ・日時、場所、出席者数、議案、決定事項 など



決定事項は説明資料とともに書面で構成員全員及び構成団体内に配布又は回覧し、確実にお知らせします。

- ・欠席者にも必ずお知らせしましょう。



活動に対する理解が得られ、円滑な組織運営が可能に



もし合意形成が不十分だったら...



不透明な運営



トラブル発生

不正や揉めごとの発生など

最悪の場合
交付金の返還になるケースも...

(2) 広域活動組織での合意形成(運営委員会+参加集落等の合意形成)

広域協定運営委員会（各集落、活動組織、団体の代表者で構成）

・全体の活動計画、実施状況、収支決算、会計監査報告、役員の改選や規則の改正などを話し合い、議決します。

運営委員会は、集落等における合意形成が確実に図られたか確認します。

集落等は合意された実施計画や活動報告を、議事録とともに運営委員会に提出します。

運営委員会で決まったことは、議事録にまとめ書面で各集落等に通知するとともに、各集落等内の全員へ周知を依頼します。

A 集落

集落の役員で合意形成を図る事項、開催日時等を決めます。・説明資料の作成も行います。

集落の構成員全員に合意形成のための会合を行うことのお知らせします

合意形成の場（会合）を開催します（毎年度1回以上）

※集落の取り決めに従って合意形成を行います。

- ・集落での毎年度の実施計画
- ・集落での毎年度の活動報告
- ・その他組織の運営に関する重要な事項

説明と質疑応答

話し合い

決定

過半数の出席

合意事項などを議事録（メモ）にまとめます。

- ・日時、場所、出席者数、議案、合意事項など

- ・合意事項と資料は書面で集落の構成員全員に配布又は回覧でお知らせします。
- ・広域協定運営委員会に議事録と資料を提出します。

広域協定運営委員会で**決まった内容は書面で集落の構成員全員に配布又は回覧**します。

左と同じ

左と同じ

活動に対する理解が得られ、円滑な組織運営が可能に

もし合意形成が不十分だったら...

不透明な運営

トラブル発生

不正や揉めごとの発生など

最悪の場合
交付金の
返還になる
ケースも...

役員が行う事務はお互いに確認し合いましょう



- 活動に伴う金銭の出納、工事発注などは、複数の役員でその内容を確認しましょう。
- 工事発注を行う組織は業者の選定方法等を内規に定め、それを守って対応しましょう。
- 毎年度の決算では、監査役による監査を確実に行いましょう。

役員一人で管理・処理

代表他の
役員の
関与なし

会計役

通帳

金銭出納簿

工事発注

領収書
日当受領証

現金

印鑑管理

監査役
の不在こんなことを
招くかも・・・

- ・帳簿や証拠書類の未処理、紛失
- ・交付金の私的な流用
- ・業者からの金品の受領

最悪の場合
交付金の返還、
刑事罰を受ける
ケースも・・・

複数の役員で管理・処理

会計の負担を減らすため、毎月他の役員で必ず原本を確認するよ

確認

会計は毎年担当を入れ替えているよ

確認・決裁

通帳からの引出しには、私が管理する印鑑が必要よ

印鑑管理

役員が行う事務を互いに確認することにより、適切な運営が可能に

役員

会計

代表

報告

監査

監査役

監査は総会前に時間をかけて確認するよ

確認は必ず原本で！！

通帳とは別人管理！！

不適切

適切

※ため池等の施設の点検、草刈り等について、地域の自主的な判断により組織で担いきれない作業を外部に委託して行うことも可能です。委託先や委託料などは複数の役員で確認してください。

会計事務を委託している場合

- 事務受託者における作業の役割分担や複数名での確認体制などをチェックし、その内容を明文化しましょう。
- 事務受託者が行った会計事務は、活動組織においても必ず内容を確認し、会計監査も確実にに行いましょう。
- 活動に伴う金銭の出納、工事発注などには、活動組織の役員等による確認を組み込む等、事務受託者のみの実施とならないようにしましょう。

事務受託者が全てを管理・処理

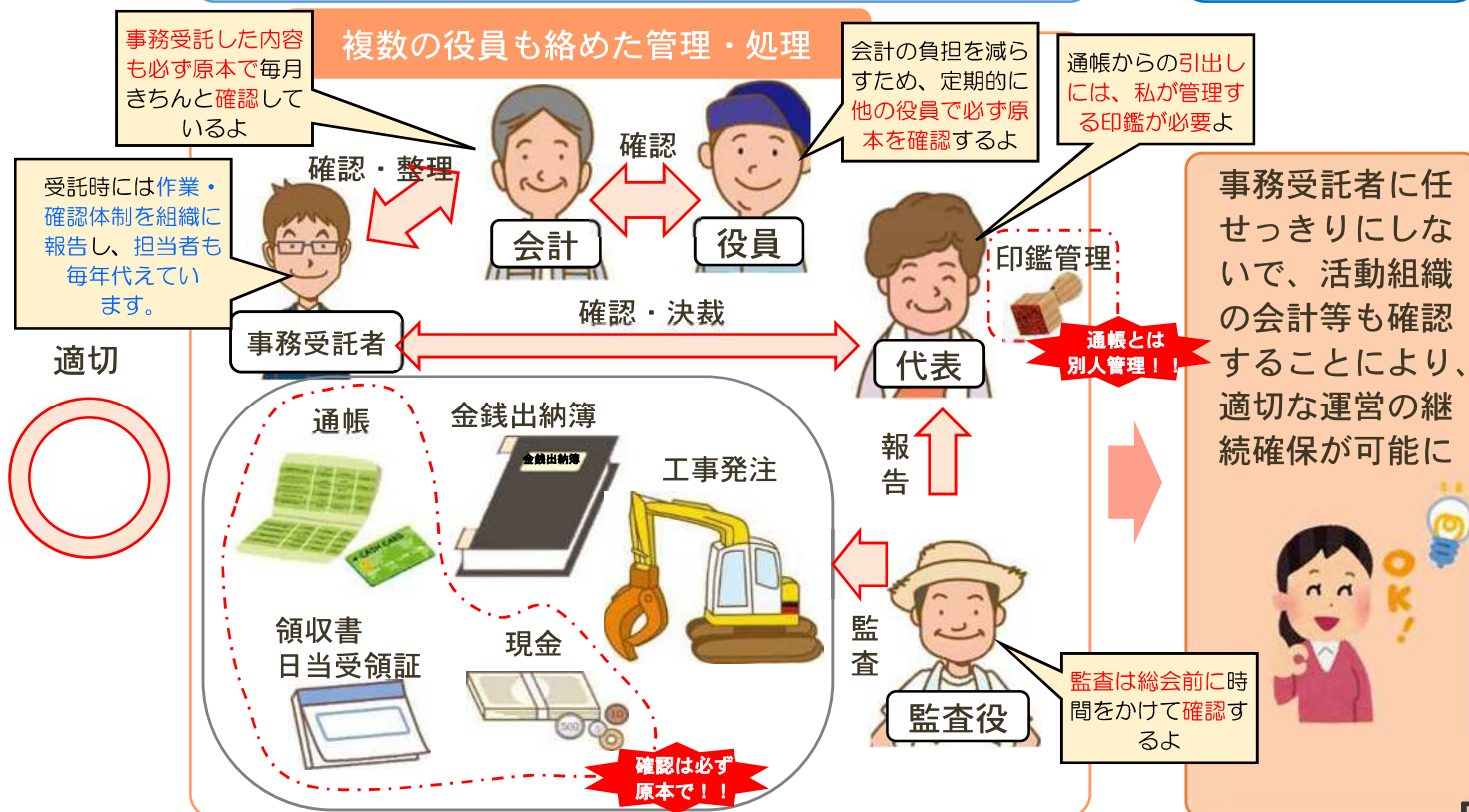


受託者まかせにすると…

- ・帳簿や証拠書類の未処理、紛失
- ・交付金の私的な流用 etc

最悪の場合
交付金の返還、
刑事罰を受ける
ケースも…

複数の役員も絡めた管理・処理

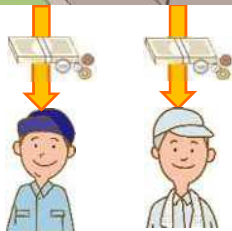
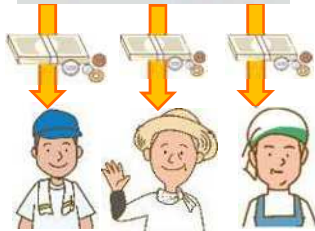


3 日当は活動参加者本人に支払い受領を確認しましょう

- 日当の取扱いについては、活動組織等の構成員間で十分な合意形成を図りましょう。
- 草刈りや泥上げ、補修作業などの労力提供の対価として日当を支払う場合は、活動に参加した本人に支払い、受領を確認しましょう。

日当の取扱いについて、活動組織等の構成員間で合意形成
(ポイント 1 の場の活用)

対象活動の日当



日当は参加者本人に支払います

日当の受領を確認します

活動に対する理解が得られ、円滑な組織運営が可能に

合意形成や本人への支払いが不十分だったら...

・不透明な日当の扱い



トラブル発生

・日当の目的外使用
・揉めごとの発生など

最悪の場合
交付金の返還になるケースも...

日当の受領確認

参加者ごとの活動日、活動内容、時間等と支払額を一覧表にし、参加者本人からサイン※1と受領日を記入してもらい、管理しましょう。※2

一覧表の例

氏名	日付	内容	時間	支払額	本人の印 かサイン	受領日
〇〇〇〇	H29.11.1	農道の砂利入れ	2:00	1,700	印	12/1

※1 受領印でも可能ですが、**確かな本人確認としては、サインが有効**です。

※2 事務負担軽減、不正の発生予防として、現金手渡しより**金融機関振込を基本とすることを推奨**しており、その場合、振込受領書によって代えることができます。

代表者が一括して受け取る場合

代表者が一括して受け取る場合も、一覧表にし、参加者本人からサイン※1を記入してもらい、これを(広域)活動組織に提出しましょう。※2



▲不適切な処理の実例

○組織を円滑に運営していくために守っていただきたいポイントをきちんと守ることで防ぐことが出来た不適切な実例を以下に示します。

ポイント 1 役員等が行う事務の確認の不備

活動組織で役員報酬を支払おうとしたところ通帳残高が不足し、
疑義が発覚



会計事務を受託した組織では、当該職員一人で通帳・印鑑を管理、同一地区を長年担当、他の者のチェックも行われず、活動組織による確認も十分でなく、横領する機会を与えてしまったことが原因

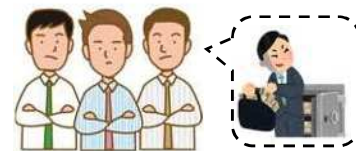
これまできちんと管理
してきているし、誰も
確認しないから、少し
くらい取っても大丈夫
だろう。



報告

指摘

結果



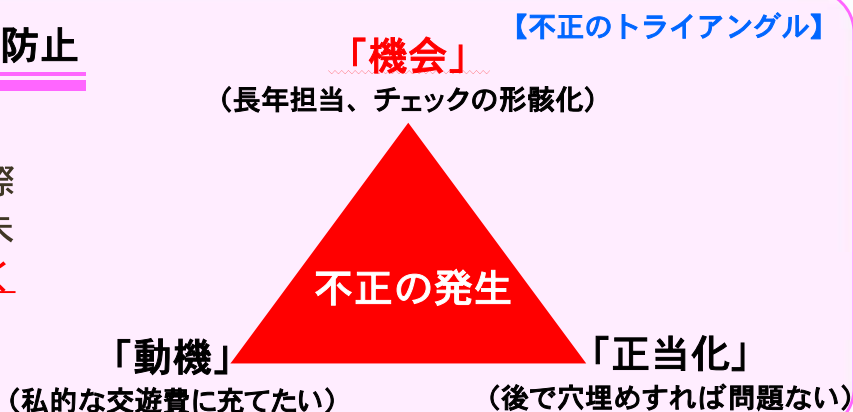
調査した結果、活動組織から会計事務を委託された組織の職員による横領が判明

交付金の一部返還
(横領分)



不正の構図とそれを踏まえ未然防止

一般に不正は、「動機」「機会」「正当化」の三要素がそろった際に発生しやすいとされ、不正の未然防止のためには「機会」を無くすことが重要



ポイント 2 組織内での合意形成の不備

活動組織の構成員から総会が開催されていない旨の通報



勤め人が多く構成員を総会に集めることが困難と役員が勝手に判断し必要な総会による合意形成を怠ったことが原因

みんな忙しくて集まらないから、総会をやったことにして、交付金をもらうことにしよう。



通報

指摘

結果



調査した結果、総会の開催を装って、合意形成のないまま活動していたことが判明

交付金の全額返還



役立ち情報① 活動を地域内外の人へ情報発信しましょう



- 組織の情報や活動内容を広報誌やSNSなどを活用して組織構成員や地域住民等へ情報発信を行いましょう。
- 組織の情報発信は、構成員の積極的な取組への参加や組織内の合意形成に繋がります。また、非農業者団体等の新たな参画や都市農村交流活動等へ取組の幅を広げるきっかけにもなります。
- 情報を発信する相手や目的に合わせた効果的な発信方法を考えましょう。

広報誌・SNS等での情報発信



広報誌、
SNS、
ホームページなど



活動内容の発表会、
イベント開催時の
パネル展示など

【効果的な情報発信】



構成員や地域住民向け

広報誌・地域情報紙
・SNSなど
※自ら情報発信

地域外の幅広い範囲の人向け

市町村・都道府県や国のHP・
メルマガへの投稿など
※あいのりして情報発信

メルマガについてはこちらから
ご覧いただけます。詳細は
各局にお問い合わせください。



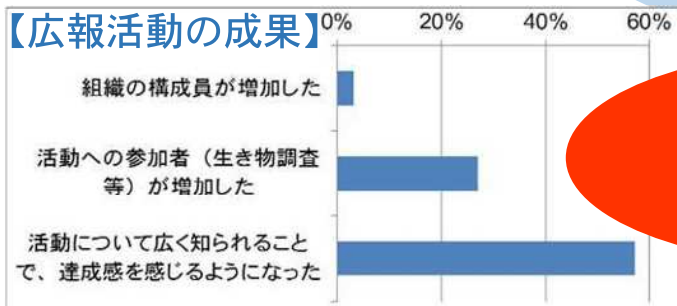
組織構成員

- 活動組織の構成員自身の理解向上
- 地域住民等の活動に対する関心・理解醸成



地域住民等

【広報活動の成果】



広報活動を行った組織の
約30%の組織で構成員や
活動の参加者が増加！
約57%の組織で達成感を
感じるようになった！

活動に参加してくれ
る人が増えたなあ



※資源向上支払交付金の「多面的機能の増進を図る活動」に取り組む場合は「**広報活動・農的関係人口の拡大**」の実施が必須です。

(別紙1)

農地維持支払交付金に係る事業の実施方法

第1 事業内容

要綱第4の1に基づく農地維持支払交付金により行う事業は、対象組織が行う、地域共同による農用地、水路、農道等の地域資源の基礎的な保全管理活動及び地域資源の適切な保全管理のための推進活動（以下「農地維持活動」という。）をいう。

ただし、災害等緊急に対応する必要がある事案が生じ、かつ、農村振興局長が特に必要と認める場合にあっては、緊急に事業を実施することができるものとする。

第2 対象組織

農地維持支払交付金の交付の対象となる組織（以下「対象組織」という。）は、次に掲げる組織とする。

- 1 広域活動組織
- 2 活動組織

第3 対象農用地

農地維持支払交付金の算定の対象は、農地維持活動により管理される水路・農道等施設と一体となって効果的に保全が図られる区域に存する一団の農用地であり、以下に掲げるものとする（以下「対象農用地」という。）。

- 1 農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第3条第1号に規定する農用地であって、同法第8条第2項第1号に規定する農用地区域内に存するもの
- 2 多面的機能の発揮の観点から対象農用地とすることが特に必要な農用地として、都道府県知事が別紙3の第1の3に定める要綱基本方針において定める農用地

第4 対象活動

- 1 農地維持支払交付金の交付の対象となる活動は、第5の2に定める活動計画に基づくものであって、農村振興局長が別に定めるところにより都道府県知事が策定する、地域活動指針及び同指針に基づき定める要件を満たすものとする。

ただし、対象活動に要する経費の支出は、次に掲げるものを除くものとする。

- (ア) 個人施設の改修・整備等、直接的な受益（効果）が個別の農家に限られるものへの助成
- (イ) 農業生産資材の購入経費等個別の農家が個々に負担すべき経費（人件費を含む）への助成
- (ウ) 対象活動に直接関係のない経費（人件費を含む）

- 2 対象組織は、農村振興局長が別に定めるところにより、地域資源の適切な保全管理

多面的機能支払交付金実施要領

制定 平成 26 年 4 月 1 日 25 農振第 2255 号
最終改正 令和 7 年 4 月 1 日 6 農振第 2333 号
農 林 水 産 省 農 村 振 興 局 長

第 1 農地維持支払交付金

1 対象農用地

(1) 対象農用地の区分

多面的機能支払交付金実施要綱（平成 26 年 4 月 1 日付け 25 農振第 2254 号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。）別紙 1 の第 3 の対象農用地は、次に掲げる田、畑及び草地に区分する。

ア 「田」とは、湛水するための畦畔及びかんがい機能を有している土地とする。

イ 「畑」とは、農用地のうちアに定める田及びウに定める草地を除くものとし、樹園地を含むものとする。

ウ 「草地」とは、牧草専用地及び採草放牧地とする。牧草専用地とは、農用地のうち牧草の栽培を専用とするものであって、播種後経過年数（概ね 7 年未満）と牧草の生産力から判断して、耕作の目的に供される土地としてみなしうる程度のものとする。ただし、農用地のうち牧草の立毛があるものであっても、作付けの都合により 1 年から 2 年の間に限り牧草を栽培している場合は、牧草専用地ではなく「畑」とする。また、採草放牧地とは、主として耕作又は養畜の業務のための採草又は家畜の放牧の目的に供される土地とする。

(2) 対象農用地の面積の測定

要綱別紙 1 の第 3 の対象農用地の面積の測定は、別記 1－1 に定めるとおりとする。

(3) 一団の農用地

要綱別紙 1 の第 3 の一団の農用地は、要綱別紙 1 の第 1 の農地維持活動（以下「農地維持活動」という。）により管理される水路・農道等施設と一体となって効果的に保全される農用地であって、要綱別紙 1 の第 2 の対象組織を構成する集落の区域の農用地とする。

2 対象活動

(1) 都道府県知事は、別記 1－2 の国が定める活動指針及び活動要件を基礎として、別記 1－3 の地域活動指針の策定及び同指針に基づき定める要件の設定に係るガイドラインに従い、要綱別紙 3 の第 1 の 3 に規定する多面的機能支払の実施に関する基本方針（以下「要綱基本方針」という。）において、地域活動指針及び同指針に基づき定める要件を策定する。

多面的機能支払交付金 環境負荷低減のクロスコンプライアンス（みどりチェック） チェックシート解説書

農林水産省農村振興局整備部多面的機能支払推進室
大臣官房みどりの食料システム戦略グループ

令和7年度から、全ての活動組織等が多面的機能支払交付金の活動を実施する際、環境への負荷が生じることのないよう意識して活動を実施することが必要となります。

具体的に、どのような活動において、どのようなことを意識して取り組むことが必要かをまとめたものが次のページの「チェックシート」です。

この資料では、この「チェックシート」の取組の詳細な内容について解説しています。

環境負荷低減のクロスコンプライアンスとは

農林水産省の各種補助事業等において
持続可能な食料システムの構築に向けた
環境にやさしい農林漁業のために
必要な最低限の取組を要件化するものです。

みどりの食料システム法に基づく国の基本方針において示された
農林漁業に由来する環境負荷に
総合的に配慮するための基本的な取組



➤ この資料において、「活動組織等」とは、多面的機能支払交付金の事業実施主体である活動組織、広域活動組織、特定事業実施者（令和6年度に環境保全型農業直接支払を実施していた農業者団体等）のことです。

申請時記入日： 年 月 日
報告時記入日： 年 月 日

多面的機能支払交付金 環境負荷低減のクロスコンプライアンス（みどりチェック）のチェックシート

組織名： ○○活動組織

	(1) 適正な施肥	該当しない	申請時 (します)	報告時 (しました)
①	「環境負荷低減の取組への支援」(※1)の交付を受ける場合 肥料の適正な保管	□	□	□
②	「環境負荷低減の取組への支援」(※1)の交付を受ける場合 肥料の使用状況等の記録・保存に努める	□	□	□

	(2) 適正な除草や害虫駆除等	該当しない	申請時 (します)	報告時 (しました)
③	多面支払(※2)の活動で農薬を使った除草や害虫駆除等を行う場合 除草や害虫の発生状況を推定し、除草や害虫駆除等の要否及び実施時期の判断に努める	□	□	□
④	「環境負荷低減の取組への支援」(※1)の交付を受ける場合 農薬の使用状況等の記録・保存	□	□	□

	(3) エネルギーの削減	該当しない	申請時 (します)	報告時 (しました)
⑤	活動組織で作業機械等を所有している場合 作業機械等の燃料の使用状況の記録・保存に努める	□	□	□
⑥	活動組織で作業機械等を所有している場合 省エネを意識し、作業機械等の不必要・非効率なエネルギー消費をしないよう努める	□	□	□

	(4) 悪臭及び害虫の発生防止	該当しない	申請時 (します)	報告時 (しました)
⑦	全ての活動組織及び広域活動組織（特定事業実施者を除く） 除草や水路の泥上げ等を行う場合には、気温や周辺環境等を考慮し、草や土砂等を適切に処理すること で悪臭・害虫の発生防止・低減に努める	特定事業実施者のみ □	□	□

	(5) 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分	該当しない	申請時 (します)	報告時 (しました)
⑧	全ての活動組織、広域活動組織、特定事業実施者 プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理	□	□	□

	(6) 生物多様性への悪影響の防止	該当しない	申請時 (します)	報告時 (しました)
⑨	多面支払(※2)の活動で農薬を使った除草や害虫駆除等を行う場合 雑草や害虫の発生状況を推定し、除草や害虫駆除等の要否及び実施時期の判断に努める	□	□	□
⑩	生態系への影響が想定される工事等を実施する場合 生態系に配慮した事業実施に努める	□	□	□

	(7) 環境関係法令の遵守等	該当しない	申請時 (します)	報告時 (しました)
⑪	全ての活動組織、広域活動組織、特定事業実施者 「みどりの食料システム戦略」を理解し、適切な事業実施に努める	□	□	□
⑫	全ての活動組織、広域活動組織、特定事業実施者 関係法令の遵守	□	□	□
⑬	活動組織で作業機械等を所有している場合 作業機械等の適切な整備と管理の実施に努める	□	□	□
⑭	全ての活動組織、広域活動組織、特定事業実施者 正しい知識に基づき作業安全に努める	□	□	□

注1 申請時は該当する全ての項目の「します」の「にチェックし、報告時（活動期間の最終年度）は実施した内容を踏まえ、該当する全ての項目の「しました」の「にチェックしてください」。

注2 記載内容に該当しない場合は「（該当しない）」にチェックしてください。この場合、当該項目の申請時・報告時のチェックは不要です。

※1 多面的機能支払交付金実施要領別紙2の第6の2の（1）のウのd及び第4の1の（3）の活動をい

※2 便宜上、多面的機能支払交付金のことを「多面支払」と表記する。

「環境負荷低減の取組への支援」は、みどり加算（通称）のことで、化学肥料及び化学合成農薬の使用を地域の慣行から原則として5割以上低減する取組と組み合わせる行う長期中干し、冬期湛水、夏期湛水、中干し延期、江の設置等の取組のことです。

「特定事業実施者」は、令和6年度に環境保全型農業直接支払を実施していた農業者団体等のことです。

チェックシート 実施手順

	活動組織等	市町村（多面担当）	国（環境負荷低減のクロスコンプライアンス（みどりチェック）担当）
R7年度	① 次ページからの「チェックシートの判断基準等」を基に、組織で1枚の「チェックシート」の「申請時」欄にチェックを入れる。 ② 総会等において本解説書及び「チェックシート」を構成員に周知し、「チェックシート」のチェック箇所について合意形成を図る。 ③ 「チェックシート」を市町村に提出する。 （R7年度が事業計画の初年度の場合） 事業計画書の認定申請と一緒に提出 （R7年度が事業計画の2年目以降の場合） 「チェックシート」のみを提出 ④ 「チェックシート」の取組を実施する。	⇒必要な箇所にチェックされていることを確認する。	
R8年度～活動期間終了前年度	① 「チェックシート」の取組を実施する。 ※「チェックシート」に変更が生じた場合、変更内容について合意形成を図った上で、変更した「チェックシート」を市町村に提出（変更の届出）する。	○毎年度の実施状況の確認等の際、チェックシートが実施されていることを簡易な聞き取り等で確認する。 ⇒必要な箇所にチェックされていることを確認する。	
活動期間終了年度	① 「チェックシート」の取組を実施する。 ② 次ページからの「チェックシートの判断基準等」を基に、「チェックシート」の「報告時」欄にチェックを入れる。 ③ 「チェックシートの判断基準等」と「チェックシート」を実施状況報告書等とともに総会資料に含めて、「チェックシート」のチェック箇所について合意形成を図る。 ④ 「チェックシート」を実施状況報告書とともに市町村に提出する。	⇒必要な箇所にチェックされていることを確認する。（不備があった場合は、その内容を確認の上、必要に応じて国の環境負荷低減のクロスコンプライアンス（みどりチェック）担当に報告する。）	⇒市町村の報告を受け、改善指導を実施。
活動期間終了翌年度	（該当する場合）抽出検査を受検する。		抽出検査を実施。

チェックシートの判断基準等（１）

- ・多面的機能支払交付金の活動の実施に当たり、該当する各項目に取り組んでください。
- ・＜判断基準となる取組内容＞を一つ以上実施してください。

チェックシートの項目	＜判断基準となる取組内容＞	対象の活動組織等
（１）適切な施肥 取組のポイント 📌 栄養分の流出や温室効果ガスの排出の削減、施肥のコスト削減にもつながります。		
☐ ①肥料の適正な保管	✓ 肥料を直射日光や雨の当たらない場所に保管する。 ✓ 保管場所を定期的に清掃する。 ✓ 肥料の土壌（地下水）や河川への浸透・流出を防ぐため、肥料を土の上などに直置きしない。 ✓ 肥料袋に破損がないか確認する。	みどり加算（※）の取組を実施する活動組織等
☐ ②肥料の使用状況等の記録・保存に努める	✓ 肥料の使用状況等を記録し、保存する。 ✓ 記録の担当者・責任者を決める。 ✓ （「努める」の場合）活動組織等の役員及びみどり加算実施者の間で、肥料の使用状況等について口頭等により共有する。 【肥料の使用状況等の記録項目（例）】 ① 施肥した場所（ほ場名等） ② 施肥日 ③ 肥料等の名称 ④ 施肥量 ⑤ 施肥方法（散布機械の特定を含む） ⑥ 作業者名 その他、農業に含まれない葉面散布剤、堆肥、土壌改良材、微生物資材等農産物の生育に係る資材の記録についても、適宜記録。	
（２）適正な除草や害虫駆除等 取組のポイント 📌 防除の必要性や方法をよく考え、農薬を使用する場合は、ラベルの表示に従って正しく使いましょう。		
☐ ③農薬の適正な使用・保管	✓ ラベルに記載されている適用作物、使用方法、使用上の注意事項等を確認する。 ✓ ラベル表示に基づき、安全に作業を行うための服装（防除衣）や保護具を着用する。 ✓ 器具内部に農薬が残らないよう防除器具を十分に洗浄する。 ✓ 鍵のかかる保管庫に農薬を保管する等、適切に管理を行う。	多面的機能支払交付金の活動で農薬を使用した除草や害虫駆除等を実施する活動組織等
☐ ④農薬の使用状況等の記録・保存	✓ 農薬の使用状況を記録し、保存する。 ✓ 記録の担当者・責任者を決める。 【農薬の使用状況の記録項目】 ① 使用日 ② 使用場所 ③ 使用した農産物 ④ 使用した農薬の種類または名称 ⑤ 単位面積当たりの使用量または希釈倍数 その他、散布機等の防除機械・器具の特定を含む使用方法、作業者名についても、適宜記録。 ※「農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令」（平成15年農林水産省・環境省令第5号）等より	又は みどり加算（※）の取組を実施する活動組織等

（※）みどり加算…加算措置「環境負荷低減の取組への支援」（化学肥料及び化学合成農薬の使用を地域の慣行から原則として5割以上低減する取組と組み合わせて行う長期中干し、冬期湛水、夏期湛水、中干し延期、江の設置等）

チェックシートの判断基準等（２）

チェックシートの項目	＜判断基準となる取組内容＞	対象の活動組織等
（３）エネルギーの節減 取組のポイント 🏠 温室効果ガスの排出を削減するとともに、エネルギーコストの低減につながります。		
☐ ⑤作業機械等の燃料の使用状況の記録・保存に努める	✓ 作業機械等で使用している燃料（電力を含む）の使用状況について記録し、保存する。 ✓ 「（「努める」の場合）活動組織等（役員間でも可）において作業機械等で使用している燃料の使用状況について口頭等により共有する。 【対象の作業機械等】 草刈り機、チェーンソー、ポンプ等の財産管理台帳に掲載している作業機械	作業機械等を所有する活動組織等 ※個人が所有する機械を持ち寄って活動を行う場合や、リースの機械は対象外とします。
☐ ⑥省エネを意識し、作業機械等の不必要・非効率なエネルギー消費をしないように努める	✓ アイドリングストップ等省エネを意識して作業機械等を使用するよう活動組織等の構成員に周知する。 ✓ 燃料効率を維持するため、作業機械等を定期的にメンテナンスする。 ✓ 「（「努める」の場合）活動組織等（役員間でも可）において作業機械等のメンテナンスの方針について話し合う。	
（４）悪臭及び害虫の発生防止 取組のポイント 🏠 臭いや害虫の発生源を適切に管理することで、周辺住民や農業者等への影響を防ぎ、良好な関係構築につながります。		
☐ ⑦除草や水路の泥上げ等を行う場合には、草や土砂等を適切に処理することで悪臭・害虫の発生防止・低減に努める	✓ 除草や泥上げ等を行う際、悪臭・害虫の発生防止・低減に向け、以下※のとおり実施する。 【草刈り】 - 水路に草が落ちる場合、フォーク等を水路に刺し、下流に流れないようにして取り除く。 - 刈草は集積場所を決めて置いたり、敷きワラや堆肥にする等適正に処理する。 - 刈草をその場に存置する場合は、刈草が水田や水路に落ちないように配慮するとともに、農作業や通行の障害とならないようにする。 - ごみ等がある場合は、各自治体の取り決めに従って処分する。 【泥上げ】 - 泥上げた土砂は、水路の補修や畦畔の嵩上げに利用するか、農業生産に支障を与えないことに加え、地域住民の迷惑にならないように、適切に処理する。 - 住宅地周辺では、風塵発生の原因となるので、そのまま放置せず、あらかじめ決めた集積場所に集積する等、適切に処理する。 - ごみ等がある場合は、各自治体のルールに従って処分する。 ※農林水産省多面的機能支払ウェブサイトに掲載の「活動の解説」 https://www.maff.go.jp/j/nousin/kanri/tamen_siharai.html より抜粋。	全ての活動組織、広域活動組織 ※（資源向上支払（共同）、（長寿命化）のみの交付を受けている組織についても、農地維持支払と同等の活動を実施している必要があるため、該当します。 ※みどり加算の取組のみを実施する一定の要件を満たす農業者団体等は対象外とします。

チェックシートの判断基準等（3）

チェックシートの項目	＜判断基準となる取組内容＞	対象の活動組織等
（５）廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分 取組のポイント 📌 廃プラスチック等の廃棄物の発生抑制、再生利用により、温室効果ガスの排出の削減につながります。		
☐ ⑧ プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理	☒ 発生した廃棄物は、各自治体のルール（使用済みプラスチック類のリサイクル率を高めるための分類と異物除去、ダンボール等古紙の再生利用、金属廃棄物の回収業の利用等を含む）に従って処分する。	全ての活動組織等
（６）生物多様性への悪影響の防止 取組のポイント 📌 どのような方法が良いかを検討することが、農地及び周辺環境の生物への悪影響の防止につながります。		
☐ ⑨ 雑草や害虫の発生状況を推定し、除草や害虫駆除等の要否及び実施時期の判断に努める	☒ 発生予察情報の活用や農地や農地周辺の病害虫・雑草の発生状況の観察等により、防除の要否及びタイミングを判断する。	多面的機能支払交付金の活動で農薬を使用した除草、害虫駆除を実施する活動組織等
☐ ⑩ 生態系に配慮した事業実施に努める	☒ 除草や泥上げ、植栽、対象の工事等を行う際、用排水路等が生物や植物の生息・生育環境として重要な役割を担っていることを踏まえ、例えば以下※などの配慮に努める。 【生態系への配慮】 ・泥上げた土砂の中にドジョウ等の生物がいる場合は水路に戻す。 ・泥上げた土砂の中等に外来種がいた場合は駆除に努める。 【駆除の対象種】 ・「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」（平成16年法律第78号）に基づく特定外来生物（同法に基づき、保管、運搬等が禁止されていることに注意する。） ・「生態系被害防止外来種リスト」（環境省、農林水産省公表）掲載種 等 ・植栽する場合、その品種は、地域の生態系との調和に配慮し、生態系保全の観点から、植栽に適当な在来種がある場合には、優先的に使用することを検討する。 ・以下の対象の工事実施前には、生物多様性配慮の必要性について話し合い（総会で話し合う、役員間で話合って構成員に周知する等）を実施し、状況に応じて土地改良区、市町村等に相談する。 【対象の工事】 ・素掘り水路からコンクリート水路への更新 ・希少種が生息する地域と隣接する施設の更新 等 ※農林水産省多面的機能支払ウェブサイトに掲載の「活動の解説」 https://www.maff.go.jp/j/nousin/kanri/tamen_siharai.html より抜粋等。	生態系への影響が想定される工事、活動を実施する活動組織等

チェックシートの判断基準等（４）

チェックシートの項目	＜判断基準となる取組内容＞	対象の活動組織等
（７）環境関係法令の遵守等 取組のポイント 「みどりの食料システム戦略」に基づく「みどりチェック」の取組や、共同活動に関連のある環境関連法令を確認しましょう。 - 作業手順や危険箇所の確認を心がけることで、より安全な作業環境の確保につながります。		
□⑪「みどりの食料システム戦略」を理解し、適切な事業実施に努める	✓ 本解説書（該当：４～７ページ、１２ページ）を用い、年度初めに、「みどりの食料システム戦略」に基づく「みどりチェック」及びチェックシートの判断基準となる取組内容を確認し、活動の実施に当たり、該当する項目を実施する。	全ての活動組織等
□⑫関係法令の遵守	✓ 本解説書（該当：１３、１４ページ）を用い、年度初めに、多面的機能支払交付金の活動に関連する環境関係法令を総会等（ビラ等の周知を含む）で確認し、活動の実施に当たり、法令を遵守する。	全ての活動組織等
□⑬作業機械等の適切な整備と管理の実施に努める	✓ 作業機械の日常点検・定期点検、整備を実施する。 ✓ （「努める」の場合）活動組織等（役員間でも可）において点検・整備の方針について話合う。 ✓ 機械の清掃や作業を行わない場合には動力を切る等、農業機械の適切な管理に努める。	作業機械等を所有する活動組織等 ※個人が所有する機械を持ち寄って活動を行う場合や、リースの機械は対象外とします。
□⑭正しい知識に基づく作業安全に努める	✓ 「多面的機能支払交付金 共同活動の安全のしおり」※を用い、事前に安全確認を行うとともに、安全に配慮して活動を実施する。 ✓ 万が一、事故が発生した場合は、被災者及び他の活動参加者の安全を確保し、必要に応じて医療機関を受診等するとともに、速やかに市町村に報告する。 ※農林水産省多面的機能支払ウェブサイトに掲載の「共同活動の安全のしおり」 https://www.maff.go.jp/j/nousin/kanri/tamen_siharai.html	全ての活動組織等

チェックシート実施手順（例）（1）

本ページ以降は、参考として、環境負荷低減のクロスコンプライアンス（みどりチェック）のチェックシートの実施手順（例）等を示したものです。実施時は、各活動組織等内で話し合っ

I 役員間でチェックシートの内容を確認しましょう。

- 多面的機能支払交付金の5年間の活動計画に照らし、本解説書2ページの「チェックシート」のうち、該当する項目は「申請時（します）」欄を、該当しない項目は「該当しない」に✓チェックを入れます。

保存に努める			
駆除等	該当しない	申請時 (します)	報告時 (しました)
駆除した除草や害虫駆除等を 交付を受ける場合	☐	☒	☐
の支援 ※の交付を受ける	☒	☐	☐
・保存			

II 役員間で実施方針を検討しましょう。

- 「I」で「申請時（します）」欄にチェックを入れた項目のそれぞれについて、どのようなことに取り組みそうか、具体的な実施方針を話し合います。
- 「チェックシート」の内容は、多面的機能支払交付金の活動を行う際に、意識して取り組むことで、新たな環境への負荷が生じないようにするものです。継続性を考慮し、過度な負担とならないように留意します。

◆ 加算措置「環境負荷低減の取組への支援」（みどり加算）に係る項目

（チェックシート①、②、③、④）について

- みどり加算の取組を実施する者に「チェックシート」及び本解説書4ページの判断基準の内容を周知し、実施方針を聞き取ります。
- 毎年度、実施者への聞き取り等によって実施状況を把握します。

◆ 活動参加者に周知する項目（チェックシート⑥、⑦、⑧、⑪、⑫、⑭）について

- 以下の資料等を参考に、総会、活動のお知らせ、活動実施前等の機会に、活動参加者に周知します。



チェックシート
⑥、⑦、⑧関係



チェックシート⑪関係



チェックシート⑫関係



チェックシート⑭関係

◆ その他の項目（チェックシート③、④（みどり加算以外）、⑤、⑥、⑨、⑩、⑬、⑭）について

- 役員間で実施方針を検討します。

（※）みどり加算…加算措置「環境負荷低減の取組への支援」（化学肥料及び化学合成農薬の使用を地域の慣行から原則として5割以上低減する取組と組み合わせる長期中干し、冬期湛水、夏期湛水、中干し延期、江の設置等）

チェックシート実施手順（例）（2）

Ⅲ 検討した実施方針をチェックシートとともに構成員に周知しましょう。

- 総会等において、本解説書、「チェックシート」、「Ⅱ」で検討した実施方針を構成員に周知し、「チェックシート」のチェック箇所について合意形成を図ります。

合意形成のポイント

「円滑な組織運営のためのポイント」（右（表紙））を参考に、合意形成を行いましょう。



Ⅳ チェックシートを市町村に提出しましょう。

Ⅴ チェックシートの内容を意識しつつ、多面的機能支払交付金の活動を実施しましょう。

- 「Ⅲ」で合意が図られた実施方針に即し、活動期間 5 年間を通して、毎年度実施します。
- 活動期間終了後の抽出検査対象となった場合、具体的な取組内容の説明を求められます。その際、取組内容に関する実施状況写真等の証拠書類は求められませんが、口頭で活動期間中の取組内容を説明する必要がありますので、スムーズに説明できるよう、活動記録にメモする等備忘録を残しておくといでしょう。
- 市町村による毎年度の多面的機能支払交付金の実施状況の確認の際に、「チェックシート」の実施状況についても簡易な聞き取り等による確認があるため、実施方針や実施状況を簡単に説明します。（市町村による確認は、実施の有無を口頭で確認する程度を想定しています。）

5 年間の活動期間終了後

Ⅵ 活動終了年度にチェックシートを市町村に提出しましょう。

- 「チェックシート」の「報告時（しました）」欄に✓チェックを入れます。基本的に、各項目について、具体的にどのようなことに取り組んだのかを説明できれば✓チェックを入れられるものと考えてください。
- 多面的機能支払交付金の実施状況報告書等とともに総会資料に含めて、「チェックシート」のチェック箇所について合意形成を図った上で、「チェックシート」を実施状況報告書とともに市町村に提出します。

保存に努める			
取除等	該当しない	申請時 (します)	報告時 (しました)
また除草や害虫駆除等を 交付を受ける場合	☐	☒	☒
り支援 ※の交付を受ける	☒	☐	☐
保存			

該当する場合

（該当する場合）抽出検査を受検しましょう。

- 検査対象となった場合、国の環境負荷低減のクロスコンプライアンス（みどりチェック）担当部局による抽出検査を受検します。
- 抽出検査は、「チェックシート」の報告内容について、具体的な取組内容を聞き取る等により実施される予定です。（詳細は令和 7 年度中に調整されます。）
- 取組内容に応じ、肥料、農薬、電気・燃料の使用記録等を付けている場合は閲覧を求められる場合がありますが、これ以外の取組内容に関する実施状況写真等の証拠書類は求められません。
- 受験の際は、活動期間中の取組内容をスムーズに説明できるように準備しておきましょう。

チラシ（例）

✓ 草刈りや泥上げ等の作業時は、**悪臭・害虫の発生を防ぐ**ため、以下に留意しましょう

草刈り（例）

- 刈草は〇〇（集積場所）に集める。
- 刈草をその場に存置する場合は、刈草が水田や水路に落ちないように配慮するとともに、農作業や通行の障害とならないようにする。
- 水路に草が落ちる場合、フォーク等を水路に刺し、下流に流れないようにして取り除く。
- ごみ等は、分別して処分する。

泥上げ（例）

- 住宅地周辺では、風塵発生の原因となるので、そのまま放置せず、〇〇（集積場所）に集める。
- 泥上げた土砂は、農業生産の支障や地域住民の迷惑にならないようにし、水路の補修や畦畔の嵩上げに利用する。
- ごみ等は、分別して処分する。

多面的機能支払交付金 環境負荷低減のクロスコンプライアンス（みどりチェック）のチェックシート

「（４）⑦除草や水路の泥上げ等を行う場合には、草や土砂等を適切に処理することで

悪臭・害虫の発生防止・低減に努める」

✓ ゴミは**分別**しましょう



多面的機能支払交付金 環境負荷低減のクロスコンプライアンス（みどりチェック）のチェックシート

「（５）⑧プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理」

✓ **省エネ**を意識して 作業機械等を 使用しましょう



多面的機能支払交付金 環境負荷低減のクロスコンプライアンス（みどりチェック）のチェックシート

「（３）⑥省エネを意識し、作業機械等の不必要・非効率なエネルギー消費をしないように努める」

使用状況等の記録（例）

肥料、農薬の使用状況等の記録（例）

多面的機能支払交付金 環境負荷低減のクロスコンプライアンス（みどりチェック）のチェックシート
「（１）②肥料の使用状況等の記録・保存に努める」、「（２）④農薬の使用状況等の記録・保存」

◆みどり加算（※）実施者

生産記録（右（参考様式））等を記録
（化学肥料及び化学合成農薬以外の肥料及び
農薬については別途記録等）

◆多面的機能支払交付金の活動で農薬を使用した
除草や害虫駆除等を実施する活動組織等

使用日、使用場所、農薬の種類又は名称、
単位面積当たりの使用量又は希釈倍率等を記録
(下(参考例))

農薬使用状況記録（例）

使用日	使用場所	農薬名	農薬使用量 (kg、ℓ)	希釈倍数	備考 (作業者名等)

（少）科 式 生 記 録

●対象活動：長期中干し

組名	環境農林部
氏名	藤林太郎

7. 以下のとおり調査結果を報告する。調査内容、調査結果、調査の意義を報告する。

1 刘家活动

実施時期	薄切り実施日	薄切り本数(本/10g)	備考
令和〇年〇月〇日～令和〇年〇月〇日	令和〇年〇月〇日	2	

1. 本報告書の作成に当たっては、関係者の意見を十分に聴き、慎重に検討した結果、以下のとおりとする。

2 使用材料(5割程度)の現状

材料名	化学式 分子量 (g/mol)	使用量 (mg/g)	化学純度 (%)	化学純度 (%)	使用時期	備考
○(6) (濃結)	18	20	98	98	合製の母液用	
合計			98	98		

[illegible]

3 使用量率(5割)低下の状況

[illegible][illegible]

1 保管事項

□**地球環境をより良くする増資**

(※) みどり加算…加算措置「環境負荷低減の取組への支援」（化学肥料及び化学合成農薬の使用を地域の慣行から原則として5割以上低減する取組と組み合わせる行う長期中干し、冬期湛水、夏期湛水、中干し延期、江の設置等）

作業機械等の燃料の使用状況等の記録（例）

多面的機能支払交付金 環境負荷低減のクロスコンプライアンス（みどりチェック）のチェックシート
「（３）⑤作業機械等の燃料の使用状況の記録・保存に努める」

作業機械等の稼働時間の記録

- ・活動記録（様式第1-6号）の備考欄に作業機械の使用台数を記入
- ・作業日誌やノート等に作業機械の稼働時間をメモ等

[illegible]

燃料・電気代（量）の伝票の保存

燃料代（量）、電気代（量）について、
「（作業機械使用分を含む）多面的機能支払
交付金の活動の目的で購入した燃料の伝票」を
保存



「みどりの食料システム戦略」に基づく「みどりチェック」の取組について

環境負荷低減のクロスコンプライアンスとは

農林水産省の各種補助事業等において
持続可能な食料システムの構築に向けた
環境にやさしい農林漁業のために
必要な**最低限の取組**を要件化するものです。

どうして農林水産業で環境負荷低減に取り組まなければならないの？



農林水産業には環境により多面的機能がある一方で、
環境に負荷を与えている側面もあります

農林水産業は環境の影響を受けやすいことに加え、農林水産業自体が環境に負荷を与えている側面もあります。

このため、日頃の事業活動の中で新たな環境への負荷が生じないよう、7つの基本的な取組を実践することが重要です。

「みどりチェック」に取り組むことで、皆様が日頃から環境にやさしい取組を実践されていることを明らかにし、消費者の理解と評価を深めることにもつながります。



「みどりチェック」は
誰もが取り組める
環境負荷低減への
「初めの一歩」です。

「みどりチェック」の7つの基本的な取組とポイント



(チラシ) 「「みどりチェック」に取り組みましょう！」 (<https://www.maff.go.jp/j/kanbo/kankyo/seisaku/midori/kurokon.html>) 等より抜粋

多面的機能支払交付金の活動においても、**活動を実施する際に**
環境負荷低減のクロスコンプライアンス（みどりチェック）の
チェックシートの内容を意識して取り組むことで
新たな環境への負荷が生じないようにすることが重要です
～できることから始めましょう～

関係法令の遵守について

- ✓ 環境負荷低減のクロスコンプライアンス（みどりチェック）のチェックシートの取組として、主に、以下の環境関連法令について、ポイントを押さえておきましょう。

注）多面的機能支払交付金の共同活動の実施に当たって遵守すべき全ての法令を網羅したものではありません。共同活動の実施に当たり、分からないことがあれば、お住まいの市町村等に確認しましょう。

該当する「チェックシート」の項目		
環境関連法令	ポイント	対象組織等
（１）適正な施肥		
肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）	本法では、肥料の品質等を確保するとともに、その公正な取引と安全な施用を確保するため、肥料の生産等に関する規制をしています。（第1条） <u>肥料を生産する場合は、その銘柄ごとに農林水産大臣若しくは都道府県知事の登録を受ける、又は、都道府県知事への届出を行う必要があります。（第4条、第22条）</u>	みどり加算（※）を実施する活動組織等
（２）適正な除草や害虫駆除等		
農薬取締法（昭和23年法律第82号）	本法では、農薬の安全性その他の品質及びその安全かつ適正な使用を確保するため、農薬の登録制度を設け、販売、使用等を規制しています。（第1条） <u>農薬使用者に対し、省令で定める基準（※）に違反して農薬を使用してはならないとしています。（第25条）</u> ※「農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令」（平成15年農林水産省・環境省令第5号） <u>農薬使用者の責務や農薬の表示事項の遵守、農薬を使用した際に帳簿に記録することなどについて規定しています。</u>	多面的機能支払交付金の活動で農薬を使用した除草や害虫駆除等を実施する活動組織等 又は みどり加算（※）を実施する活動組織等

（※）みどり加算…加算措置「環境負荷低減の取組への支援」（化学肥料及び化学合成農薬の使用を地域の慣行から原則として5割以上低減する取組と組み合わせて行う長期中干し、冬期湛水、夏期湛水、中干し延期、江の設置等）

関係法令の遵守について

該当する「チェックシート」の項目		
環境関連法令	ポイント	対象組織等
（５）廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分		
廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号） 【通称】廃棄物処理法、廃掃法	本法では、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るため、廃棄物の排出の抑制と廃棄物の適正な分別、保管、再生、処分等の処理、生活環境を清潔にすることについて規定しています。（第1条） 国民の責務として、廃棄物の排出抑制、再生品の使用等による廃棄物の再生利用、廃棄物の分別排出、廃棄物の減量等に関して、国及び地方公共団体の施策に協力しなければならないとしています。（第2条の4） 事業者（公共公益事業等を実施する者を含む）は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならないとしています。（第3条）	全ての活動組織等
プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和3年法律第60号）	本法では、プラスチックに係る資源循環の促進等を図るため、プラスチック使用製品（以下、「プラ製品」という。）の使用の合理化、プラ製品の廃棄物の再資源化等を促進するための制度の創設等の措置について規定しています。（第1条） 消費者等の責務として、プラ製品廃棄物の分別排出、プラ製品の過剰な使用の抑制等合理化によるプラ製品廃棄物の排出抑制、再生プラ製品の使用等に努めなければならないとしています。（第4条）	全ての活動組織等
（７）環境関係法令の遵守等		
環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号） 【通称】みどりの食料システム法	本法では、環境と調和のとれた食料システムの確立のため、基本理念及び農林漁業に由来する環境への負荷の低減を図るために行う事業活動を促進するための措置及びその基盤を確立するための措置について規定しています。（第1条） 「みどりチェック」の取組は、「みどりの食料システム戦略」に位置付けられており、本法に基づいて国が定めた基本方針に位置付けられた「農林漁業に由来する環境負荷に総合的に配慮するための基本的な取組」のうち最低限の内容について取り組むものとしています。（第15条）	全ての活動組織等
地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）	本法では、地球温暖化対策の推進のため、計画制度と社会経済活動等による温室効果ガスの排出の量の削減等を促進するための措置について規定しています。（第1条） 国民の責務として、日常生活に関し、温室効果ガスの排出量削減等のために取り組むよう努めるとともに、国及び地方公共団体が実施する温室効果ガスの排出量削減等のための施策に協力しなければならないとしています。（第6条）	全ての活動組織等
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号） 【通称】鳥獣保護管理法	本法では、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化を図るため、鳥獣の保護及び管理を図るための事業の実施と猟具の使用に係る危険を予防することについて規定しています。（第1条）	鳥獣被害防止のための対策を実施する活動組織等
鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号） 【通称】鳥獣被害防止特別措置法	本法では、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための施策を総合的かつ効果的に推進するため、市町村の計画制度や被害防止施策の実施に係る財政上の措置（※）、鳥獣被害対策実施体の設置、捕獲等した対象鳥獣の適正な処理や有効利用のための措置等について規定しています。（第1条） ※ 支援措置：鳥獣被害防止総合対策交付金	鳥獣被害防止のための対策を実施する活動組織等

よくあるQ&A

	質問	回答
1	環境負荷低減のクロスコンプライアンス（みどりチェック）のチェックシートは、全ての項目について、全ての活動組織等が令和7年度から実施しなければならないのか。	環境負荷低減のクロスコンプライアンス（みどりチェック）は、令和7年度から多面的機能支払交付金の実施要件となりますので、 ・多面的機能支払交付金を実施する全ての活動組織等が実施する必要があります。 ・活動組織等として、多面的機能支払交付金の活動に関して、「該当しない」場合を除く全ての項目について、実施する必要があります。
2	環境負荷低減のクロスコンプライアンス（みどりチェック）のチェックシートの内容について、総会等で合意が必要か。	「チェックシート」は、事業計画の認定申請に必要な書類の一つですので、事業計画書と併せて総会等で合意を得る必要があります。 具体的な実施方法や実施状況についても、活動組織等の構成員1人1人が意識して取り組んでいただくため、組織内の合意形成を図る観点から、毎年度の総会資料に含めるなどして合意を得ることが望ましいと考えています。 また、みどりの食料システム戦略や関係法令についての資料も含めるなどして理解醸成を図ることを行っていたきたいと考えています。
3	環境負荷低減のクロスコンプライアンス（みどりチェック）のチェックシートについて、市町村の役割は何か。	市町村においては、活動組織等の自己申告により提出・報告された「チェックシート」に、 ・事業計画認定時、申請時にチェックを入れることが必要な箇所にチェックされていること ・事業期間終了時、報告時にチェックを入れることが必要な箇所にチェックされていることを確認してください。 また、毎年度の実施状況の確認等の際、「チェックシート」が実施されていることを簡易な聞き取り等で確認してください。
4	環境負荷低減のクロスコンプライアンス（みどりチェック）のチェックシートの実施状況は誰がどのように確認するのか。	「チェックシート」の実施状況の確認は、事業期間終了後、国の環境負荷低減のクロスコンプライアンス（みどりチェック）の担当部局が抽出検査において行います。
5	環境負荷低減のクロスコンプライアンス（みどりチェック）のチェックシートを毎年度実施したことを示す書類等の作成・保管は必要か。	抽出検査は、国の環境負荷低減のクロスコンプライアンス（みどりチェック）の担当部局が、活動組織等に対し、チェックシートで報告された内容について聞き取り・目視により確認することとしています。その際、取組内容に応じ、肥料、農薬、電気・燃料の使用記録等の閲覧を求められる場合がありますが、これ以外の取組内容に関する実施状況写真等の証拠書類の提出は求められません。 そのため、チェックシートを毎年度実施したことを示す書類等の作成・保管は必要ありません。 一方、抽出検査では活動期間中の具体的な取組内容を説明する必要がありますので、スムーズに説明できるよう、必要に応じて備忘録を残しておくといでしょう。
6	抽出検査により、取組不足や不備が確認された場合、交付金返還等のペナルティはあるのか。	抽出検査は、基本的には、「チェックシート」の取組の不足による活動組織等の摘発ではなく、各活動組織等における取組状況の確認と、取組内容の改善・向上を目的として行い、不備等が判明した場合は、まずは改善指導を行います。 令和9年度の本格実施以降、複数回の指導によっても改善が見込まれない場合には、ペナルティ措置を講じることを検討しています。ペナルティ措置の内容については、今後検討します。

環境負荷低減のクロスコンプライアンス（みどりチェック）については、本解説書のほか、農林水産省ウェブサイトに掲載されている「環境負荷低減のクロスコンプライアンス（みどりチェック）の導入について」、「環境負荷低減のクロスコンプライアンス（愛称：みどりチェック）Q&A」等を参照してください。

(<https://www.maff.go.jp/j/kanbo/kankyo/seisaku/midori/kurokon.html>)



詳しくはこちら

多面的機能支払交付金を活用した活動中の事故防止及び事故発生時の対応

1 活動中の事故防止

「共同活動安全のしおり」(別添)を参考に、活動中の安全管理の徹底に努めること。

2 事故発生時の対応

- ・ 多面的機能支払活動中に発生した事故(人身事故(熱中症を含む)・物損事故)については、活動組織から各市町村へ速やかに報告すること
- ・ 病院で診察を受けた事故、保険適用の事故、新聞報道があった事故は、事案の軽重に関わらず報告すること
- ・ 市町村は、別添「報告様式」を活用し、速やかに報告すること

(報告ルート)

活動組織 ⇒ 市町村 ⇒ 各農林振興センター ⇒ 農村振興課
⇒ 北陸農政局 ⇒ 農林水産省

【事故の場合】

下記「事故第1報メール記載例」を参考に、メール&電話で第一報の連絡を速やか
にすること

南砺市農政課 TEL 0763-23-2016

メール:habata.masahiro@city.nanto.lg.jp

<メール記載例>

□ 富山県〇〇市 〇〇活動組織

・ 作業内容 水路の草刈

・ 被災者 〇〇歳男性 構成員

・ 被災日時 〇年〇月〇日 〇時

・ 事故状況 水路の草刈作業時、誤って側溝に転落し、右足靭帯を損傷

・ 保険の加入 有 報道関係 〇〇新聞 〇〇放送 web ニュースの場合は URL



高めよう 地域協働の力！

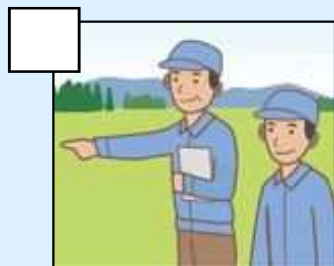
別紙1

多面的機能支払交付金 共同活動の安全のしおり

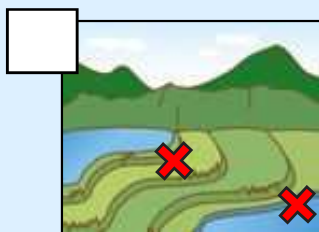
共同活動前に安全確認を行い、
事故の発生を防止しましょう

安全確認チェックリスト

事前チェック



活動場所の下見をして
作業環境を確認しましたか。



危険な箇所については、
テープ等で印を付けたり、
作業マップにマーキング
しましたか。



参加者の年齢、作業の熟練
度等を考慮して作業計画（**分
担、配置等**）を立てましたか。



作業者は機具等の安全な操作
方法を習得しましたか。



参加者は全員保険に入り
ましたか。

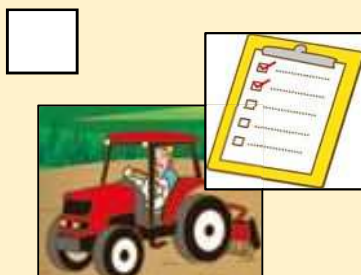


緊急連絡表は作成しまし
たか。

当日チェック



参加者に危険な箇所の説明
をしましたか。



機具等を用いる場合、点検
は済みましたか。



緊急連絡表の掲示や携帯
はしましたか。

草刈作業中の留意点

1. 防護の徹底

- ・草刈機を使用する際は、ヘルメットや防護メガネ、手袋、長靴（または安全靴）などを着用しましょう。

2. 障害物の除去等

- ・事前に、草刈範囲の空き缶や石、木片などを取り除いておきましょう。
- ・除去できない木や障害物がある場合は、その周辺は草刈機を使用せず、鎌等で草刈りしましょう。
- ・蜂刺されを防ぐために、適切な服装や殺虫スプレーを携行し、蜂に刺された場合の対処方法を事前に確認しましょう。
- ・刈刃に石や木片があたって飛び散り窓ガラスが割れる恐れがあるので、自動車は作業場所から離れた場所に停車させましょう。

3. 草刈機の点検・整備

- ・刈刃のひび割れや欠け等がある場合には、新しい刈刃と交換しましょう。
- ・刈刃が確実に固定されていることや、飛散物保護カバーが装着されていることを確認しましょう。

4. 草刈機の安全な使用

- ・安全な使用方法を修得した作業者が行いましょう。
- ・火災の恐れがあるので、エンジンを始動する場合は、給油場所から3m以上離れましょう。
- ・刈刃に詰まった草や異物を取り除く等作業を中断する際や移動する際にはエンジンを切り、刃の回転が止まったことを確認してからにしましょう。
- ・障害物や地面などにぶつかって起きる刈刃の跳ね（キックバック）には十分注意しましょう。
- ・安全な使用方法の修得には、「機械の安全使用に関する研修」の取組も活用してください。
- ・作業場所は事前に確認し、不安定な場所や転倒の恐れのある急斜面などでは無理な作業をしないようにしましょう。

5. 作業間隔の確保

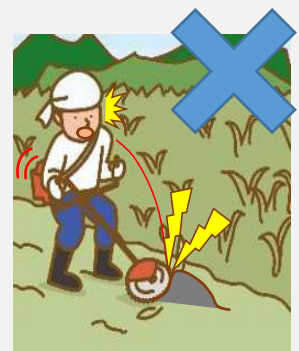
- ・複数名で作業を行う場合は、15m以上間隔を置き、接触事故を防止しましょう。

6. 休憩の確保

- ・振動とエンジンの騒音で想像以上に疲労がたまるので、時間を区切ってこまめに休憩を入れましょう。
- ・熱中症対策のため、水分補給をこまめに行いましょう。また、必要に応じて検温を行いましょう。

7. 草刈業者への合図

- ・草刈機は騒音が大きいので、作業中に声をかける際には、鏡や笛を用いて遠くから合図をしましょう。



<作業中の服装チェック>



- ☐ ヘルメットは被りましたか？
- ☐ 長袖、長ズボンは着用しましたか？
- ☐ 手袋、長靴等は着用しましたか？
- ☐ 防護メガネは着用しましたか？

活動前日までに、現地の下見、打合せ、 緊急連絡先の確認を必ず行いましょう

- 活動中の事故を未然に防止するため、事前に活動場所の下見を複数名で行いましょう。**危険な箇所**（急傾斜地、窪地やぬかるみ、段差、電線や電話線、狭小地、急流の水路、危険物、蜂の巣などの危険な動植物等）のチェックを行い、危険物の除去や危険箇所をわかりやすく表示しましょう。
- 参加者の年齢、体力、作業の熟練度等や当日の健康状態を確認し、適切な作業分担・配置を行うとともに、**無理のない作業計画**を立てましょう。
- 作業前には事前に体調チェックを行いましょう。
- 緊急時に備え、**緊急連絡表**を作成し、全員で確認しておきましょう。
- 緊急連絡先の確認
 - ・ 最寄りの医療機関（複数）
 - ・ ご家族の連絡先
 - ・ 保険会社
 - ・ 市町村



活動を行う前に、必ず保険に入りましょう

- 共同活動を行う際には、必ず**保険**に入りましょう。
近隣の保険会社に相談してみましょう。
- 活動日の1～2週間前までに手続きが必要なので、早めに参加者を決めるようにしましょう。
- 1日あたり数十円～数百円のものまで様々な保険があります。保険料は、多面的機能支払交付金による支援の対象になります。

活動に当たっては、参加者一人一人が事故防止の意識を持つことが大切です

- 活動当日は、事前にチェックした危険箇所等の情報を参加者全員に周知し、**注意喚起**を行いましょう。
- **声かけ**をしましょう。
- 緊急連絡表を見やすい場所に掲示したり、通報担当者が携帯するようにしましょう。

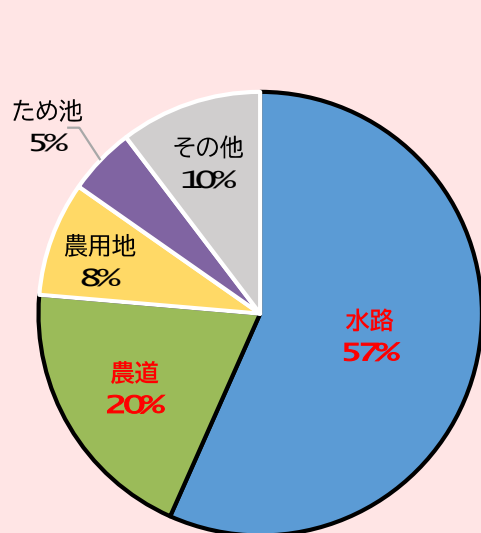
- **熱中症**には十分注意しましょう。
 - ・ 日陰を確保し、こまめに水分補給や休憩をとりましょう。
 - ・ 保冷剤、氷、冷たいタオルなどを使って体を冷やしましょう。
 - ・ テントや扇風機などの暑さ対策グッズも活用しましょう。
 - ・ 手足のしびれやめまい、吐き気など、万が一熱中症が疑われる症状がみられた場合はすぐに作業を中断し、涼しい場所へ避難しましょう。
 - ・ 意識がない場合や症状が良ならない場合は、すぐに病院で手当てを受けましょう。



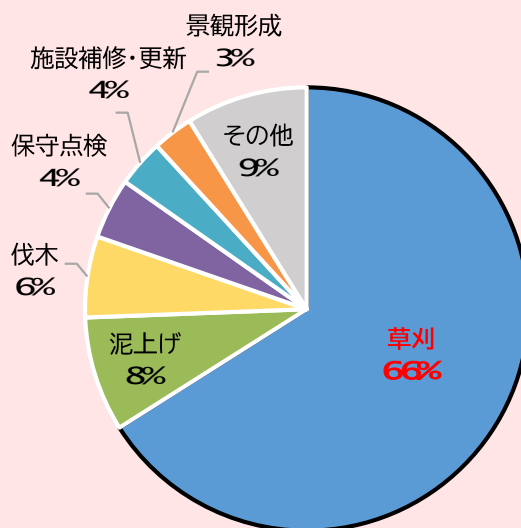
- 万が一事故が起きた場合は**市町村に速やかに報告**しましょう。

■ 事故の傾向（令和6年度の発生状況）

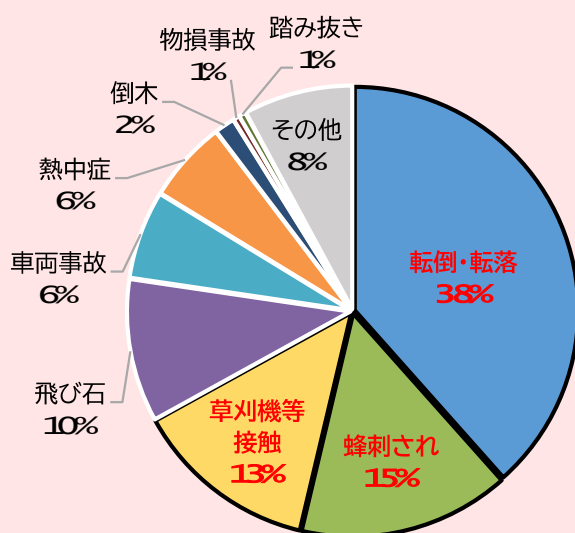
- ・ 交付金における共同活動においては、令和6年度（令和6年4月から令和7年3月末まで）に**203件**の事故が報告されています。
- ・ 事故の発生場所としては、**水路**（57%）が最も多く、**農道**（20%）が次いで多くっており、この2つの場所で全体の約8割を占めています。
- ・ 事故が発生した活動としては、**草刈**（66%）が極めて多く、約7割を占めています。
- ・ 事故原因としては、**転倒・転落**（38%）が最も多く、**蜂刺され**（15%）、**草刈機等接触**（13%）の順に多くっており、この3つの原因で全体の約3分の2を占めています。
- ・ 事故による怪我等の状況としては、**骨折**（32%）が最も多く、**創傷**（18%）、**蜂刺され**（15%）、**物損**（14%）の順に多くなっている。



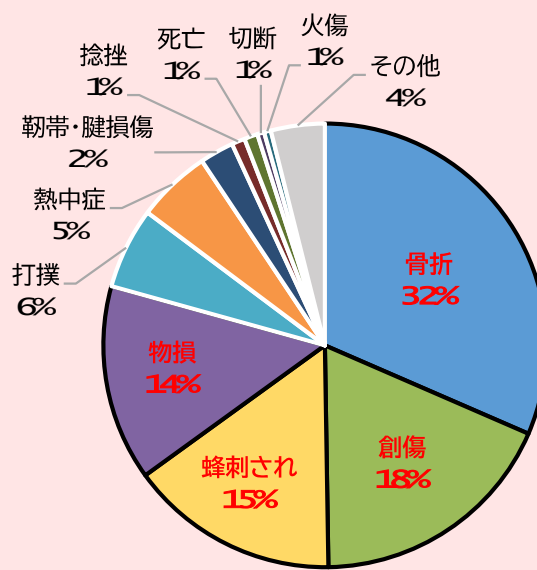
【事故の発生場所の内訳】



【事故発生時の活動の内訳】



【事故原因の内訳】



【事故による怪我等の状況の内訳】

■ 事故の例



(水路の草刈り)

- ・活動項目：水路の草刈り
- ・作業内容：水路周りの草刈り作業
- ・事故概要：10人で水路の草刈り作業中、傾斜のある法面の草刈り作業者が足を滑らせ、約2 mの高さから側溝に誤って転落した。
- ・被災状況：骨折（左足）
- ・発生原因：作業場所の安全確認不足や周囲の声かけ不足。



(草刈機などの点検)

- ・活動項目：農道・水路の草刈り
- ・作業内容：農道・水路の草刈り作業
- ・事故概要：自走式ロータリーモアを準備中、ブレードが回転しないため、エンジンをかけたまま、点検しようとしたところ、急にブレードが回転した。
- ・被災状況：指の屈筋腱損傷
- ・発生原因：エンジンを切らないまま、点検を行った。



(ため池堤体の急傾斜)

- ・活動項目：ため池の草刈り
- ・作業内容：ため池の草刈り作業
- ・事故概要：複数名でため池の草刈り作業中、1人が誤ってため池に転落。その後、救助を試みたもう1人も誤ってため池に転落。
- ・被災状況：両名とも死亡
- ・発生原因：安全な作業方法の周知、危険箇所の確認及び周囲の声かけが不足していた可能性。



(堤体の草刈り)

- ・活動項目：ため池の草刈り
- ・作業内容：堤体の草刈り作業
- ・事故概要：トラクターで堤体天端の草刈り作業中、操作を誤ってトラクターごと堤体下に転落。転落する中で車内から投げ出された。
- ・被災状況：死亡
- ・発生原因：作業場所の安全確認、シートベルトの着用など適切な安全対策を怠った可能性。

農作業等の安全対策の留意点等を詳細に解説した「農作業安全のための指針」や事故防止の取組事例等の農作業安全に関する情報は、農林水産省のホームページでご覧になれます。

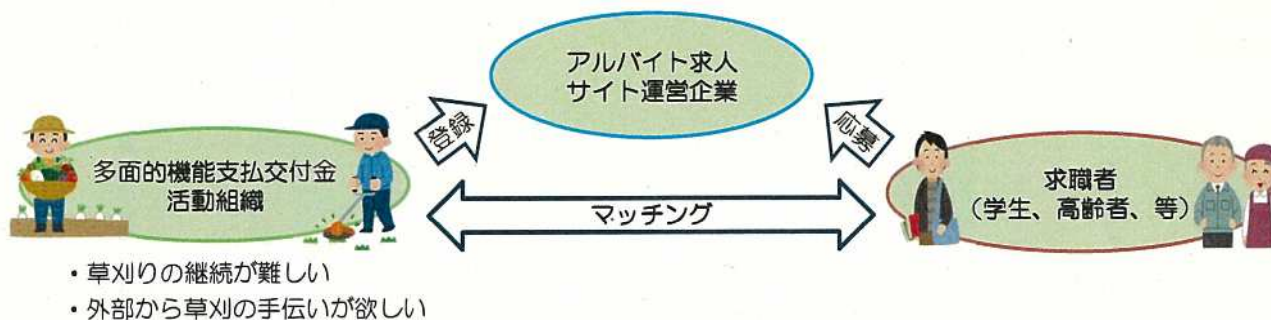
http://www.maff.go.jp/j/seisan/sien/sizai/s_kikaika/anzen/

◎お問い合わせは、各都道府県推進組織又は地方農政局農村振興部農地整備課へお願いいたします。

※本交付金は農林水産省の補助事業です。

活動組織の皆様へ アルバイト求人サイトを活用してみませんか

多面的機能支払交付金では、活動組織がパートタイム労働者を募集し、地域の共同活動に参画いただくことも可能です。そこで、農林水産省では、多面的機能支払交付金との連携にご協力いただけるパートタイム労働者求人サイト運営企業から意見募集し、必要な情報をホームページに掲載しました！
活動組織の方は、免責事項等をご理解いただいた上で、活用をご検討ください！



パートタイム労働者が活動に参加するまでの流れ（一例）

- ①QRコードを読み取り、「1.趣旨」内の免責事項を確認する。
- ②「2.とりまとめ内容」から、求人サイト情報を確認する。
- ③留意事項等を確認したうえで、求人サイトに登録する。
- ④求人サイトの規約に基づき、求人サイトに登録し、活動を行う人材を募集する。
- ⑤マッチング
- ⑥マッチング後は、求人サイトの規約に基づき、求職者が活動に参加する。

詳細はこちら



パートタイム労働者求人サイト運営企業リスト

- 活動組織がパートタイム労働者を広く募集し、地域の共同活動に参画いただく仕組みの構築を考えております。
○本取組にご賛同いただいた、パートタイム労働者求人サイトに関するリストを作成しました。
○活動組織の方は、免責事項等をご理解いただいた上で、パートタイム労働者求人サイトに関する情報を入手し、活用をご検討ください。

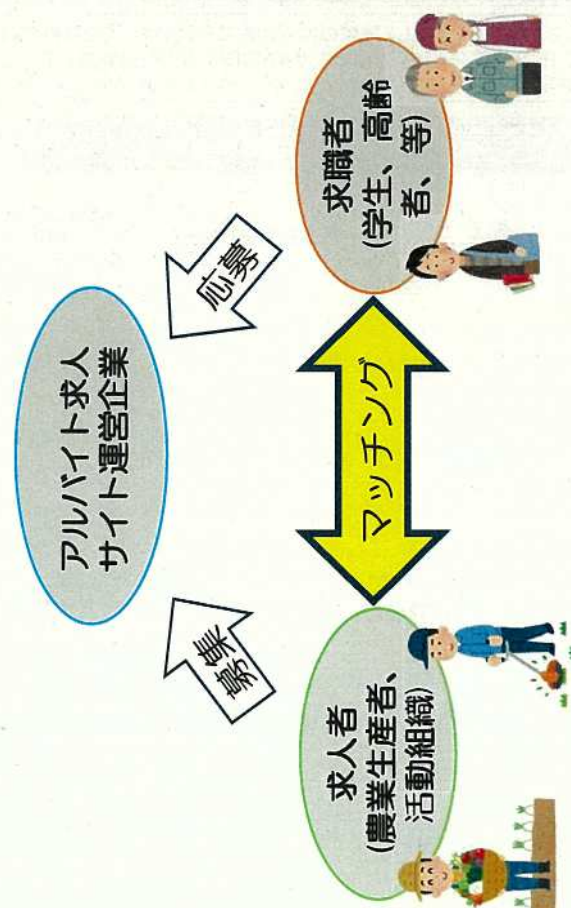
サイト名	会社名	手数料 利用料	URL	QRコード
農業求人サイト 「農家のおしごとナビ」	株式会社あぐりーん	1ヵ月19,000円+税もしくは 3ヵ月45,000円+税 (その他のプランもあり)	https://www.agreen.jp/	
農業バイトは 「AIagri.」	株式会社KIRI	アルバイト代金の20%	https://aiagri.jp/	
ジモベジワークス	株式会社 ジモベジワークス	1マッチングごとに1,100円(税込)	https://jimovege-works.jp/	
Timee	はたらくに「彩り」を。 株式会社Timee	(日当報酬+交通費)×30% ※他搬込関連手数料	https://timee.co.jp/	
1日バイトアプリ 「デイワーク」	Kamakura Industries 株式会社	無料	https://day.work/	
すごい旅人求人サイト 「サゴジョー」	SAGOOJO 株式会社SAGOJO	月額5,000円～	https://www.sagojo.link/	



共同活動へのアルバイト求人サイトの活用

多面的機能支払交付金では、活動組織がパートタイム労働者を募集し、地域の共同活動に参画いただくことが可能です。

人材不足でお悩みの活動組織の皆様、アルバイト求人サイトを活用を検討してみたいかがでしょうか。マッチングサービスを求人と求職者の出会いの場を提供します。



農林水産省は、多面的機能支払交付金との連携にご協力いただけるパートタイム労働者求人サイト運営企業から意見募集し、情報をホームページに掲載しています。ご参考ください。



アルバイト求人サイトの活用の主な流れ

①必要な手続・準備

マッチングサービスを活用して外部の人材を受け入れるために、地区内において合意形成を図ります。

マッチングサービスの利用規約利用料金の他、地区周辺での活用状況等を確認し、利用するマッチングサービスを選定し、利用登録を行います。

②受入体制の構築

- 日程、作業内容、賃金等を決めます。
- 作業内容を理解し、安全に作業してもらうための体制を整えます。
- トイレの場所や交通手段、駐車スペースなどを決めておくとういでしょう。
- 保険の適用範囲を確認し、必要に応じて保険の手続きを行います。

③人材を募集

- 求人サイトで人材の募集を実施します。
- 作業内容や条件等については、求職者との間に齟齬が生じないように、求人内容を記載することを心がけましょう。

④マッチング

- 求人サイトにより応募してきた求職者を採用します。

⑤活動の実施

- 求職者と共に活動を実施します。
- 一緒に作業を行った求職者がリピーターになってくれる可能性もあります。お互い作業しやすい環境づくりを心がけましょう。

共同活動へのアルバイト求人サイトの活用事例

「農道の砂利補修」で人材を募集

【仕事の内容】

農道の砂利が不足するところにスコップで砂利を補充します。

【作業時間】 13時～15時

【募集人数】 3人（応募人数4人）

【募集のスケジュール】

- ・活動日の1か月前くらいに募集を掲載。
- ・2週間ほどで募集人数に達したため3人を採用。

【懸念事項】

- ・求人サイトで募集したところで、人が集まるのだろうか。

【工夫した点】

- ・作業写真を掲載して、作業状況を想像しやすいようにした。
- ・早めの募集、早めの採用を心掛けた。
- ・当日は、2班体制で求職者と共に作業を実施した。



(活動組織)

人が集まるか不安だったが、マッチングがうまくいき、人が来てくれたことがよかったです。外部の方に作業に出てもらうと、組織にも刺激になるため、今後も活用したいと思いました。



(求職者)

自分でもできる仕事なので、また是非参加したいと思いました。



「田んぼの水路の継ぎ目補修」で人材を募集

【仕事の内容】

田んぼの水路の継ぎ目補修

(マスキングテープ貼り、プライマー塗布、コーキング材注入均しなど)

【作業時間】 10時から17時

【募集人数】 3人（応募人数15人）

【募集のスケジュール】

- ・活動日の1か月前くらいに募集を掲載。
- ・1週間ほどで募集人数に達したため3人を採用。

【懸念事項】

- ・共同活動とアルバイトとの意識の違い。

【工夫した点】

- ・応募者にはしっかり対応できる体制を特別つくり、事務局主体のメンバーで作業を行った。
- ・作業場所については、トイレを借用する公共施設が見える場所を選定した。



(活動組織)

すぐに作業に慣れて、皆さん丁寧に仕上げてくれました。



(求職者)

求職者にもいろいろな考えの人がいる。自分の都合のいい時間、興味のある仕事に応募します。水路の継ぎ目補修は初めて見る仕事内容だったため応募しました。

マッチングサービスの登録のための記入票（例）

【生産者登録内容】

都道府県	●●県		
【仕事の募集】	なし		
生産者番号	※ログインに使用する5桁以上の数字		
生産者名	●●活動組織		
かな	●●かつどうそしき		
携帯番号	※必ず連絡のとれる番号を入力ください。		
あいことば	例) じゃがいも大好き		
郵便番号			
住所			
コメント	例) 地域における貴重な資源である農用地を保全するため、農業者や地域住民による共同活動を行う組織です。		
労災保険 (該当するものに○)		加入済み（労災保険）	
	○	加入済み（労災以外の保険）	
		未加入	
保険名	※労災以外の保険に加入の場合は保険名を記入してください。		
生年月日	※組織内の年代を把握するため、代表的な生年月日を記載してください。		
品目	※地区の主な作物を記載		
ほ場の大きさ	●●● ha		
経営形態 (該当するものに○)		法人	
	○	その他	
設立の方針 (開催日の何日前までに応募を成立させる方針が選択してください。方針は求職者が見ることができます。)		応募あり次第成立させる	早めに予定を立てることができるので求職者は喜びます。
		開催日の2週間前までに成立させる	
	○	開催日の1週間前までに成立させる	
		開催日の6日前までに成立させる	これくらい前には決めてあげてください。
		開催日の5日前までに成立させる	
		開催日の4日前までに成立させる	
		開催日の3日前までに成立させる	成立が遅いと予定が決められず求職者は困ります。
		開催日の2日前までに成立させる	
		開催日の1日前までに成立させる	

**(全組織調査)不適切な事務・会計処理発生防止のための実態・意識調査
及び令和7年度試行取組への協力意向調査**

本調査は、不適切事案が発生しやすいポイントを各組織で確認してもらうとともに、不適切事案とならないように改善するべきところを市町村と共に確認することが目的です。

そのため、本調査の回答が「いいえ」や「ない」であったからといって、不適切な行為に直結するものではなく、またこの回答をもって罰則やペナルティが発生するものでもないため、実態を正直にご回答ください。対応が必要な場合は、別途ご相談させていただきます。

人口減少・高齢化の中で、対応が難しいとは承知しておりますが、改めて適正な交付金運用、組織の体制を今一度振り返っていただきたいという趣旨となります。

OKとなること→
(OKとならない場合はどこかに不備(入力ミスや未入力)があります)

着色セルに
記入または選択してください

設問 番号	枝番				
1	1	市町村			
2	1	組織名			
3	1	多面取組開始年度 (農地水時代も含む)			年度
4	1	現計画期間 <令和7年度時点>	開始年度		年度
	2	終了年度			年度
5	1	総会の開催状況(直近1 年間に振り返り) <令和6年度>	総会の年間回数		回/年
	2	(総会より規模の小さい) 役員会等の打合せの年間回数			回/年
	3	総会資料は欠席者に配布していますか (メール共有も可)	はい	・	いいえ
6	1	事務局の体制	代表と会計事務は別の人ですか	はい	・
	2	通帳と印鑑は担当を分けて管理していますか	はい	・	いいえ
	3	会計担当の人数			人
	4	会計の作業や内容を、代表は把握していますか (会計作業を代表がチェックしていますか)	はい	・	いいえ
	5	会計事務に関して、事務の取扱手順を文書で明確化していますか。	はい	・	いいえ
	6	会計担当等の役割、何をするかを文書にしていますか (会計や事務のマニュアルや引継ぎ書類など)	はい	・	いいえ
	7	会計の内部監査の仕組みがありますか	はい	・	いいえ
	8	構成員が支出内容を把握できる仕組みがありますか(総 会等での説明)	はい	・	いいえ